

京都府公立大学法人

平成 2 1 年度年度計画

目 次

第 2	教育研究等の質の向上に関する事項 -----	1
1	教育等に関する目標を達成するための措置 -----	1
	(2)教育の内容等に関する目標を達成するための措置 -----	1
	ア 入学者受入れ -----	1
	イ 教育課程 -----	2
	ウ 教育方法 -----	1 2
	(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 -----	1 9
	ア 教員組織 -----	1 9
	イ 教育環境等の充実 -----	1 9
	ウ 教育活動の評価 -----	2 1
	(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置 -----	2 2
	ア 学習支援 -----	2 2
	イ 学生生活に対する支援 -----	2 2
	ウ 就職・継続的教育支援 -----	2 3
2	研究に関する目標を達成するための措置 -----	2 4
	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 -----	2 4
	ア 目指すべき研究の方向・水準 -----	2 4
	イ 研究成果の地域への還元 -----	2 8
	(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 -----	2 8
	ア 研究実施体制等の整備 -----	2 8
	イ 研究環境・支援体制の整備 -----	2 9
	ウ 研究活動の評価 -----	3 0

3	地域貢献に関する目標を達成するための措置 -----	3	0
	ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） -----	3	1
	イ 産学公連携 -----	3	2
	ウ 行政等との連携 -----	3	2
	エ 教育機関との連携 -----	3	3
	オ 医療を通じた地域貢献 -----	3	4
4	医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置 -----	3	5
	(1)臨床教育等の推進 -----	3	5
	(2)医療サービスの向上 -----	3	6
	(3)高度で安全な医療の推進 -----	3	7
	(4)地域医療への貢献 -----	3	8
	(5)政策医療の実施 -----	3	9
	(6)病院運営体制の強化と健全な経営の推進 -----	4	0
5	国際交流に関する目標を達成するための措置 -----	4	1
第3	業務運営の改善等に関する事項 -----	4	2
1	運営体制に関する目標を達成するための措置 -----	4	2
	(1)業務改善を図るための措置 -----	4	2
	(2)運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 -----	4	2
2	教育研究組織に関する目標を達成するための措置 -----	4	3
3	人事管理に関する目標を達成するための措置 -----	4	3
	(1)評価制度・システム等 -----	4	4
	(2)効率的配置 -----	4	4
	(3)雇用・勤務形態等 -----	4	4
	(4)教職員の育成 -----	4	4

4	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	4 5
第 4	財務内容の改善に関する事項	4 5
1	収入に関する目標を達成するための措置	4 6
	(1)学生納付金・病院使用料等	4 6
	(2)外部研究資金等の積極的導入	4 6
2	経費に関する目標を達成するための措置	4 6
3	資産運用に関する目標を達成するための措置	4 7
第 5	教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該 状況に係る情報の提供に関する事項	4 7
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	4 7
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	4 8
第 6	その他運営に関する重要事項	4 8
1	施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	4 8
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	4 9
3	社会的責任に関する目標を達成するための措置	5 0
	(1)環境への配慮に関する目標を達成するための措置	5 0
	(2)法人倫理に関する目標を達成するための措置	5 1
第 7	その他の記載事項	
1	予 算	5 2
2	収支計画	5 3
3	資金計画	5 4
4	短期借入金の限度額等	5 5
5	収容定員	5 6

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
第1 中期計画の期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日まで 第2 教育研究等の質の向上に関する事項 1 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果等に関する目標を達成するための措置 (2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 入学者受入れ (ア) 学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学者受入方針(アドミッションポリシー)を明らかにして、ホームページ等により公表する。 (イ) 多様で優秀な志願者の増加と学生の受入れを促進するため、一般選抜、特別選抜(推薦、AO)及び編入学制度を検証し、より適切な選抜制度を構築する。 (ウ) 医科大学では、大学主催のオープンキャンパスの実施を検討するほか、面接試験のあり方を検討する等入学者選抜方法の改善や、卒業研究生制度を活用した学生の研究室訪問、入学試験実施時の個別カリキュラム相談等を実施する。 ※卒業研究生制度：最終学年の卒業論文・研究の指導を連携大学で受けられる制度 (エ) 府立大学では、各種メディア媒体やホームページを活用し大学の周知・PRを図るほか、毎年夏期に実施しているオープンキャンパスに加えて、秋期のキャンパスツアー、学内での進学相談会の開催等を新たに	(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 入学者受入れ (ウ) (エ) 府教委とも連携し、医科大学と府立大学合同で入試説明会を実施する。	(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 入学者受入れ (ア) 学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学者受入方針(アドミッションポリシー)を明らかにして、ホームページ等により広く周知する。 (イ) 入学試験制度に係る検討ワーキンググループにより、優秀かつ地域医療への使命感を持った志願者の受入可能な選抜制度の充実に向け、現行制度の検証を行う。 また、府教委とも連携し、府立大学との合同入試説明会を開催する他、府内の高等学校との意見交換を広く行う。 (ウ) 大学主催のオープンキャンパスの実施の検討や面接試験のあり方等入学者選抜方法の改善・見直しを行うとともに、入学試験時の個別カリキュラム相談等を実施する。	(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 入学者受入れ (ア) 学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学者受入方針(アドミッションポリシー)を引き続きホームページ等により公表する。 (イ) 入学試験委員会に設けた入学者選抜制度等検討専門委員会がまとめた入試制度に対する評価を基に、入学試験委員会において、より適切な選抜制度構築に向けての対応案を策定する。 (エ) 7月のオープンキャンパスや11月の流木祭キャンパスツアーを引き続き実施し、「入試相談コーナー」の充実を図るなど、進学志望者への広報・相談活動を一層強化する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
実施し、進学志望者への広報活動を一層強化する。 (オ) 大学院における社会人の受入れを進めるため、受験資格の認定、選抜方法等の諸条件の整備を行う。 イ 教育課程 (ア)学部 a 医科大学 (a)教養教育 ①医学科の教養教育については、幅広い教養を身につけるとともに、教養教育と専門教育の連携を重視し、医学・医療に対するモチベーションを高め、専門教育に必要な基礎的知識を習得させる医学準備教育としての側面を重視した教育を行う。 ②看護学科の「基礎・教養科目」では、幅広い教養を身につけるとともに、看護学との連携を更に深め、看護職者に必要な科学的思考力、責任性、自律性、倫理性等を高めるための教育を行う。	イ 教育課程 (ア)学部	(オ) ワーキング・グループ等の検討結果を踏まえ、社会人受入れのための具体的な体制の整備や授業の実施方法等について検討する。 イ 教育課程 (ア)学部 a 医科大学 (a)教養教育 ①-1 人文系科目も含めて医学・医療と関連のある内容とし、幅広い教養を身につけるとともに、医学・医療に対するモチベーションを高めるカリキュラムを引き続き編成する。 ①-2 京都府立大学及び京都工芸繊維大学との連携をさらに強め、合同授業、教員の相互派遣、単位互換制度の拡充などに取り組む。 ①-3 第1学年生を対象に、多くの関連教員による医学・医療とはなにかを考える医学概論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体験する医学概論実習を行う。 ①-4 臨床教室が用意したビデオを教養教育の学生も閲覧できる図書室のビデオライブラリーを引き続き整備する。 ②-1 看護学科 「基礎・教養科目」では、改正カリキュラムを円滑に実施し、看護学に関連する領域の専門的知識を充実させる。 ②-2 京都府立大学及び京都工芸繊維大学との連携をさらに強め、単位互換制度の拡充などに取り組む。	(オ) 研究科の個性と特色に応じた社会人の受入のため、選抜方法や修了年限、開講時間等の諸条件の整備について、必要な対応案を策定する。 イ 教育課程

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(b) 専門教育 ①医学科 - モデル・コアカリキュラムを柱として、基礎医学、社会医学、臨床医学の連携を重視した、医科大学独自の医学教育統合カリキュラムの編成・実施に向けて取り組む。 ※モデル・コアカリキュラム：全国の医学生が卒業までに履修すべき医学・医療に対する姿勢や、技能、知識等についてまとめたガイドライン - 全国共用試験（C B T（コンピュータを用いた客観試験）・O S C E（客観的臨床能力試験））の円滑な実施のための体制を構築する。 - 附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院（以下「教育指定病院」という。）において、クリニカルクラークシップを導入する。 ※クリニカルクラークシップ：診療参加型の臨床実習 - 他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法について検討を進める。 ②看護学科 「専門基礎科目」では、看護学の基盤科目として、医学、保健学、福祉学等の基本的な理論や最新の専門知識の修得を重視した教育を行う。 「専門科目」では、看護実践能力育成のために、専門職としての系統的な学習を更に進められるカリキュラム編成を検討する。また、実習施設との連携を深める等、実習指導体制を充実する。 ③医学教育研究センターの活動を通じた各部署（学部教育担当及び卒業臨床研修・大学院・国際交流担当部署）の連携を図ること		(b) 専門教育 ①医学科 - 平成16年度から導入した、モデル・コアカリキュラムを柱とする医学教育統合カリキュラムを完成させる。 - 全国共用試験（C B T（コンピュータを用いた客観試験）・O S C E（客観的臨床能力試験））の円滑な実施体制の確立に向け本学教員から試験評価のできる人材を1人でも多く確保できるよう、その育成に継続して取り組む。 - 附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院（以下、「教育指定病院」という。）において今年度から導入するクリニカルクラークシップを円滑に実施する。 - 他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法についての検討を引き続き進める。 ②看護学科 「専門基礎科目」では、カリキュラム改正の趣旨を踏まえ、看護を巡る社会変化に対応できる看護実践能力の基礎的な講義・演習等の充実を図る。 「専門科目」では、臨地指導体制の強化を図るため、臨地指導教授等の制度を拡充し、実習施設との連携を深めながら、看護実践能力を充実させる。 ③卒前、卒後における医学教育を推進するため、医学教育研究センターの活動を通じた各部署（学部教育担当及び卒業臨床研修・大学	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
により、学部教育と卒後教育の一貫した教育体制を構築する。 ④地域医療への理解と関心、使命感を持った医療人を育成するため、地域の医療機関において、地域医療実習を行う。 ⑤チーム医療について理解と関心を高めるため、教育指定病院において、医学科・看護学科合同実習を行う。 b 府立大学 (a)教養教育 ①学部再編効果を活かし、多様で特色ある教養教育カリキュラムの編成を進める。その重点項目は以下のとおり。 ・現代社会を理解するために必要な社会・文化・自然に関する基礎的知識を深めうる教育を実施する。 ・事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力を育成する教育を実施する。 ・地域社会に対する関心や問題意識を高め、地域に対する幅広い視野と理解能力とを育成する教育を実施する。 ・多文化社会に生きる市民にふさわしい外国語運用能力と異文化理解への視点を育成する教育を実施する。 ・社会生活を営むうえで必要な情報処理能力を身につけるとともに、自ら発展的に活用することのできる能力を育成する教育を実施する。 ・心と体の健康を保つ方法を身につけ、実践できる能力を育成する教育を実施する。 ②教養教育センターを中心とする全学的な教育体制を確立するとともに、新教養教育を構成する新入生ゼミナール、情報教育、外国語教育、健康教育、総合教育及び展開教育・主題研究の各分野において、組織的		院・国際交流担当部署)の連携を図ることに より、学部教育と卒後教育の一貫した教育体制を構築することを目指す。 ④⑤地域医療・チーム医療の重要性を認識し、地域医療への使命感を持った医療人を育成・確保するため、府北部の医療の拠点となる教育指定病院等において、医学科・看護学科合同実習を行う。	b 府立大学 (a)教養教育 ①新たな教育課程による教養教育カリキュラム開始2年目として、以下のとおり授業科目を開講する。 ・「総合教育科目」として、人間と文化系、現代と社会系、自然と生命系の各分野から、主に京都地域を対象とした科目を含め、計44科目。 ・他学部・他学科の専門教育科目を教養教育科目として履修できる「展開教育科目」(71科目) ・1回生配当の必修科目として、「新入生ゼミナール」及び「情報処理基礎演習」。 ・「外国語科目」として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語。そのうち2年次配当の英語B(ライティング)・英語D(スピーキング)を新規開講するとともに、英語・ドイツ語・中国語のクラス増を行う。 ・「健康教育科目」として、「スポーツ実習」、「スポーツ科学」、「食と健康の科学」及び「心の健康」の4科目。 ②教養教育センターの各分野別小委員会において、各科目について学生による授業評価を行い、評価結果を踏まえて、新カリキュラム実施2年間の成果を検証し、必要な改善等を行う。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
なFD（ファカルティ・ディベロップメント）を実施し、新教養教育を定着させる。 ※FD：大学教員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組のこと。 (b) 専門教育 ① 学部再編効果を活かし、各学部の実教育研究の特性に応じた、多様で特色ある専門教育を実施する。各学部の重点項目は以下のとおり。 ② 文学部は、学科共通の課題として副専攻（京都文化学コース）を充実させる。 ・日本・中国文学科は、日本・中国双方の語学・文学について、地域に根ざしつつ、一つの分野に偏らない学際的な教育を推進する。 ・欧米言語文化学科は、高度な外国語運用能力を培い、欧米の言語と文化の理解を深め、国際的視野を拓く教育を推進する。 ・歴史学科は、国際文化学科から継承した文化史部門及び新しく設置した文化遺産学コースの教育課程を充実する。 ③ 公共政策学部は、幅広い思考力、柔軟な発想力、複眼的思考をもつ学生を育てるための副専攻制の始動と定着を図る。 ・公共政策学科は、京都府や市町村、経済界、NPOなどと連携した実習機会を設け、地域に学び、地域に活かす生きた政策立案と政策運営の力を身につける教育を推進する。 ・福祉社会学科は、社会福祉士や精神保健福祉士の受験資格が得られる課程を充実させるとともに、地域の福祉や			(b) 専門教育 ② 文学部 （日本・中国文学科） ・「京都文化学コース」について、新たに「京都文化学基礎演習Ⅰ」・「京都文化学基礎演習Ⅱ」をスタートさせる。 （欧米言語文化学科） ・来年度開講する「英語コミュニケーション・プログラム」について、昨年度の検討結果を踏まえ具体的な計画案を作成する。 （歴史学科） ・「文化遺産学プログラム」として、「文化情報学」「文化遺産マネジメント論」「考古学概論」をスタートさせる。 ・歴史学科文化遺産学コースでは、情報機器等の教育条件を整備して、「文化情報学」・「文化情報学実習」・「歴史地理学」等の新設科目を開講する。 ③ 公共政策学部 ・公共政策学科においては、京都府の政策研修プログラムと協働した公共政策実習Ⅰを実施する。 ・自治体政策特殊講義（2回生担当）では、客員教授、京都府等との連携のもとで政策形成過程の生きた学習機会を提供する。 ・公共政策入門Ⅰ・Ⅱ（1回生担当）では、昨年度に引き続き、京都府の事業と連携し、政策課題解決の実習や地域における多様な主体との協働の機会を提供する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
人々の生涯発達の担い手を育成する系統的な教育を推進する。 ④生命環境学部では、各学科で取り組む重点項目を以下のとおりとする。 ・生命分子化学科は、生命現象や生命環境を化学的に理解させ、その成果を各種産業に応用できるよう教育を行う。 ・農学生命科学科は、生物多様性を活かした持続可能な食料生産技術、生物機能の高度利用及びそれらの社会経済的側面も含めて総合的に教育を行う。 ・食保健学科は、食物と食生活を取り巻く問題を総合的にとらえ、望ましい食生活とライフスタイルのあり方を解明し、管理栄養士など食のプロフェッショナルとして活躍できるよう教育を行う。 ・環境・情報科学科は、人々を取り巻く自			・新入生ゼミナール（教養教育科目）及び入門演習（専門教育科目）では学科の壁を超えた分属を行い、また新入生合宿研修を学部全体で取り組むなど、学部理念の共有化、多様な個性を尊重した学習主体の形成を図る。 ・専門演習Ⅰ（3回生配当）をはじめさまざまな授業を通じて、福祉、保健・医療、司法、教育等の地域での実践現場の訪問・見学、各実践現場において専門職として実務に携わっている卒業生をゲストスピーカーとして招いた学習、京都府を始めとする地域・自治体の実態を学ぶ調査活動などに取り組むとともに、「理論と実践のバランスのとれた人材育成」に向けた教育内容の点検・評価活動に系統的に取り組む。 ・福祉社会学科においては、厚生労働省「社会福祉士・精神保健福祉士養成の新カリキュラム」に対応した教育課程の見直しを行う。 ・3回生に対して就職講座を学部独自で実施する。 ・公務員試験対策を希望する学生に対する学習会などを実施する。 ・大学院進学説明会を実施する。 ④生命環境学部 ・「生命」と「環境」を共通テーマとする新学部の特徴を生かして領域間の連携関係を深めるとともに、地域の視点やグローバルな視点を踏まえ、以下に示す質の高い教育プログラムを実施する。専門領域の体系的理解を目的として設置したカリキュラムを実施する。 ・生命分子化学科では、生命現象を理解する上での化学の重要性を理解させるとともに知的好奇心と科学リテラシーの涵養を行う。また、実験を重視するため1年次から全員に基礎化学・物理・生物学実験を導入する。さらに専門実験として2年次の学生実験を実施する。 ・農学生命科学科では、1回生学生に基礎科目

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
然環境、情報環境にわたる諸問題を理解し解決できる「視野の広い理系スペシャリスト」を育成するために、先端科学技術の基礎と応用の教育を行う。 ・環境デザイン学科は、専門分野に係る多様なカリキュラム構成により、建築業界での専門的な職務や、生活環境を取り巻く様々な社会ニーズに対応した教育を行う。 ・森林科学科は、地球環境の保全、資源生産、森林資源の有効利用を目的に、森林技術者として総合的な視野から森林を考えることができるよう、実習を重視しつつ、体系的な教育を行う。	c 3 大学連携 医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の3大学が連携して、教養教育の共同化を実施する。そのため各大学の特長を活かした科目をはじめ幅広く教養科目を提供した共同カリキュラムの作成や新たな授業科目の導入を行うとともに、共通の場所で合同授業等を行えるようにするなど、学生が受講しやすくなるための条件整備を進める。	c 3 大学連携 ・教養教育の共同化については、戦略的大学連携支援事業を活用して、教養教育のあり方を考えるフォーラムの開催や共同化カリキュラムの作成等、教育プログラムの検討を行う。 ・単位互換の更なる連携を行うため、医大における卒業単位の認定や1回生の試験時期の変更、さらには単位互換科目の増加や	群の学習によって専門分野への導入となる基盤知識を修得させると共に基礎実験・実習を行い実験科学能力を育成する。また、2回生学生にはコース選択（植物生産科学コース、生物機能科学コース）に向けての学習プログラムを周知させると共に各コースでの専門教育に対応できるよう指導する。 ・食保健学科では、食のプロフェッショナルとして広い視野から食を考えることができるように多様な専門教育科目を提供する。 ・環境・情報科学科では、2年次から始まる主コース・副コース制に対応できるよう基礎科目を重点的に教育すると同時に、各コースに対応した専門教育を行う。 ・環境デザイン学科では、「住環境・建築コース」、「生活デザイン・ランドスケープコース」の2つの専門コースを設け、2年次前期終了時にコース選択をさせるため、1年次学生にはそれに対応できる教育を行い、2年次学生には専門コース選択に関するきめ細やかな指導を行う。 ・森林科学科では、森林技術者として総合的な視点から森林を考えることができるように多様な専門科目を体系的に提供するとともに、実習を重視し、22年度の3年次学生を対象とした森林科学総合実習について教材作成等の準備を行う。また、1年次学生を対象にした森林科学基礎実習について実習内容の改善を行う。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(イ)大学院 a 医科大学 (a)医学研究科 ①博士課程においては、それぞれの大学院生の特性に合わせたきめ細かい研究指導を行い、自由度の高い履修メニューを提供するとともに、地域医療への貢献や専門医養成をふまえた、多様な履修モデルを設置する。 ②修士課程においては、体系的な医学教育、安全管理や疾病予防の方策を学ぶことを基本に、学際的研究、先端領域の学問等、大学院生のニーズに対応できるカリキュラムを構築する。 (b)保健看護研究科 ①健康科学や地域健康活動など保健看護の基本的な理論や考え方を理解する科目をコア科目として配置する。 ②人々の健康の「維持、増進、回復」に焦点をあて、従来の保健学に健康科学及び看護学等を融合させた新しい概念で学際的にアプローチを行う。また、CNS（専門看護師）コース設置に対応でき得るより専門的な能力を向上させられるような科目構成を工夫する。 ※専門看護師：認定試験に合格し、がんや感染症など特定の分野において卓越した能力を認められた看護師 b 府立大学 各研究科・専攻分野の高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できるようカリキュラムを発展させるとともに、京都や地域の視点を重視した取組を行う。各研究科の重点課	各大学の学生が受講しやすい時間設定など条件整備を行う。 (イ)大学院	(イ)大学院 a 医科大学 (a)医学研究科 ①設置後2年を迎えた「腫瘍薬物療法専門コース」について、専門医の養成に必要な臨床実習を積ませるため、各診療科での臨床経験を積ませるローテーションシステムを導入するなど、質の高い履修メニューを構築する。 ②平成19年度に開設した修士課程における修業年限2年の初めての修了者輩出を受けて、カリキュラムについて検証を行い、今後のカリキュラムについて検討する。 (b)保健看護研究科 ①保健看護の特色を維持しながら、府内のニーズに対応できる高度専門職者を育成するため、CNS（専門看護師）コース設置に向けた教育課程（案）の作成に着手する。	(イ)大学院 b 府立大学

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
題は以下のとおり。 (a) 文学研究科 ① 国文学中国文学専攻は、日本語学、日本文学、中国文学の三分野にわたって、ほぼ全ての時代における研究対象について高度に専門的な研究を深めるとともに、日本文化の粋を集める京都に立地するという利点を活かしながら、学際的な視野に立って三分野に関わる多様な問題に対処できるよう教育を行う。 ② 英語英米文学専攻は、英文学、英語学、アメリカ文学の三分野にわたって、古典から現代まで幅広い対象について研究を深めるとともに、英語による言語文化を多面的に捉える目を養い、国際文化都市京都にあって国際的視野と優れた研究能力、高度な英語運用能力が身につけられるよう教育を行う。 ③ 史学専攻は、日本、東洋、西洋の歴史・文化について、古代から近現代まで地域横断的・学際的な視点から研究を深めるとともに、歴史遺産の宝庫である京都に立地するという利点を活かして、文化遺産について考古学、地理学、歴史情報学等の基礎の上			(a) 文学研究科 ① 国文学中国文学専攻 ・ きめ細かいガイダンスを実施する。 ・ 日本語学・日本文学・中国文学の三分野すべてについて学び、京都に立地する利点を活かしながら学際的思考を行うシステムを更に強化し、集团的指導体制により一層の充実を図る。 ・ 博士前期課程においては、全教員が参加して修士論文の中間発表会を行い、博士前期課程2回生に対して学際的な指導を行うと同時に、1回生に対しても修士論文作成準備の機会を与える。また、修士論文の試問にも全教員が参加して指導を行う。 ・ 博士後期課程においては、全教員が特別総合研究に参加し、研究報告に対して学際的な指導を行うと同時に、博士前期課程在籍者も含めた全大学院生に出席を義務づけ、複眼的思考力を養う。また博士論文の試問には、主査・副査以外の全教員がオブザーバーとして参加して意見を述べる。 ・ 西安外国語大学大学院との交流を進展させるための課題について検討を進める。 ② 英語英米文学専攻 新設科目の内「英語学演習IIIA・B」、「日英翻訳法演習IA・B」をスタートさせる。また、ガイダンスを充実させ、新カリキュラムへのスムーズな移行を実現する。 ③ 史学専攻 新設科目のうち、「アジア史演習IVA・IVB」、「東洋文化史演習IIA・IIB」、「地理学演習II」、「歴史情報学演習I・II」、「文化遺産学特殊研究IV」、「日本史講義III・IV」、「日本文化史講義III・IV」、「東洋文化史講

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
に、新たな歴史研究が構築できるよう教育を行う。 (b) 公共政策学研究科 ① 公共政策学専攻は、行政機関や民間諸組織などで広い視野からの問題解決能力を持って地域や自治体の社会システムをプロデュースする改革を企画立案し、そのシステムを管理運営する高い能力を持った専門的職業人や研究者が育成できるよう、京都府やNPOなど多様な主体と協働しつつ、学際的かつ総合的な教育を行う。 ② 福祉社会学専攻は、住民の多様な福祉ニーズに柔軟に対応でき、福祉に関する高度な専門的知識や技術を持って、地域福祉活動を創造・指導・援助し、人々の生涯発達に寄与できる専門的職業人や研究者が育成できるよう専門的な教育を行う。 (c) 生命環境科学研究科 ① 応用生命科学専攻は、人類が直面している			義Ⅱ」をスタートさせる。また、京都府立総合資料館所蔵の史料を用いた授業を行い、その成果を『資料館紀要』に研究論文として掲載する。 (b) 公共政策学研究科 ・カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を盛り込んだきめの細かいガイダンスを学年ごとに実施する。 ・特講や演習、地域での実習等をはじめ研究室で社会人院生と一般院生とが問題意識や研究内容を交流し相互研鑽できるよう環境整備や授業運営に心がける。 ①-1 公共政策学研究科では、「地域社会論演習」で京都府やNPOなど学外各種団体との連携により、地域課題に対する政策提言を行うなど、「座学と実習の有機的統合」を図る授業を実施する。 ①-2 公共政策学専攻においては、法学、経済学、政治学、政策学などの基礎的学問の修得のうえに、学際的かつ総合的な公共政策学の教育が体系的に実施できるよう、戦略的大学連携支援事業の成果を生かしつつ教育課程の点検や新たなテキストづくりに向けた検討を続ける。 ② 博士前期課程においては、修士論文構想発表会ならびに中間発表会を実施し、2回生の修士論文作成に向けての意欲を喚起するとともに、1回生に対しては次年度の修士論文作成に向けた見通しをもたせる機会とする。 博士後期課程においては、福祉社会フォーラムでの研究報告や公共政策学研究指導、福祉社会学研究指導を通じて総合的で集団的な指導を行うとともに、関連学会での研究発表や学会誌等への投稿を指導する。 (c) 生命環境科学研究科 応用生命科学専攻、環境科学専攻とも平成

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
生命科学の課題を、食科学、食料生産科学、バイオテクノロジー、生命物質科学等の広範な科学領域の知識と技術を駆使して研究し、人類福祉の向上と地球環境の保全、地域産業活性化等のための新技術の開発を進め、学生がこれらの分野でエキスパートとして指導的役割を担えるよう教育するとともに、プロジェクト科目を設ける。			20年度に実施された教育について検討をおこなうとともに、複眼的な思考と専門的な能力を有する人材を育成するために農学、生命科学、食保健学、物質科学及び生活環境から自然生態系、さらに地域からグローバルな視点にわたる幅広い専門科目に加え、学際的教育科目、実践的な英語教育科目を開講する。すなわち、応用生命科学専攻では、「英語コミュニケーション演習Ⅰ-Ⅲ」、環境科学専攻では、「科学英語演習」を開講する。 ①-1 応用生命科学専攻では、次の科目を開講することにより、人類福祉の向上と地球環境の保全、地域産業活性化等のための新技術の開発を進める。 ①-2 植物生産テクノサイエンス科目群では、農業生産・管理技術、植物改良技術、農業経営学の幅広い専門知識の発展的内容が体系的に学べるカリキュラムを作成する。また、複数の研究室テーマを統合し、「食」に関しての総合的情報を学び・考えるためのプロジェクト科目を開講する。 ①-3 食保健学科科目群では、疫学調査、化学分析、生物活性解析、さらには食の社会科学的分析までを総合的に学べるようにプロジェクト科目を開講する。 ①-4 植物分子生物学科目群では、植物分子生物学に関する幅広いテーマを扱う「植物バイオテクノロジー特論」などの履修を通じ、基礎から実用研究まで対応できる広い応用力を身につけさせる。 ①-5 動物機能科学科目群では、ヒトや家畜を対象に、機能性食品や薬品等のターゲットとなる生理機能について分子生物学、生化学などの基礎から応用までを体系的に学ぶことができる体制をとる。 ①-6 生命物質科学科目群では、細胞高分子等の生体成分や微生物機能にかかわる生化学系科目、高分子材料や機能分子の設計と合成

中期計画	平成 21 年 度 ・ 年 度 計 画		
	共 通	医科大学	府立大学
②環境科学専攻では、身近な生活環境から自然の生態系まで有機的につながった系としての環境を保全し、持続的な社会の発展に寄与するために、京都の特性を活かしながら、森林、山地防災、木材資源、ランドスケープ、都市計画、建築、住居、デザイン、室内環境、情報科学、数理科学などの専門分野から、人間を取り巻く多様な環境要素及び人間と環境の様々な相互関係を探求できる高度な専門知識、広い視野と応用力を身につけた人材を育成する。			にかかわる化学系科目、また土壌等の生命環境とその計測にかかわる化学・物理系科目等を開講するとともに、複数の研究分野を統合したプロジェクト科目を開講する。 ②-1 環境科学専攻では、専攻共通専門教育科目として「環境調査法特論」「環境実験法特論」「空間計画学特論」「環境設計学特論」「環境共生学特論」を開講し、京都の特性を活かしながら学際的専門教育を図る。 ②-2 環境数理情報学科目群では、画像解析、人工知能、数理計画、数理解析、可積分系、プログラミングなどの基礎力と応用力を体得できるようカリキュラムの充実を図る。さらに、人材育成の場を広げるという観点からも、他大学など各種研究機関との連携を進める。 ②-3 生活環境科学科目群では、伝統的に引き継いできた科目群の特性を活かし、生活者の視点に立った安心で安全な生活環境のための基礎及び応用研究を進める。 ②-4 森林科学科目群では、地球環境の保全から、生態系の保全、森林資源の生産、森林資源の有効利用に至るまでの、森林とその生産資源に関する事象に対して、高度な専門知識と技術、ならびに、総合的な視野と応用力を身につけた人材を育成することを目的として、体系的なカリキュラムを設ける。
c 3 大学連携 健康長寿社会における多様な課題に対応するため、3 大学連携を基盤に京都薬科大学とも連携してヘルスサイエンス系の共同大学院の設置を目指す。 ウ 教育方法 (ア)学部 a すべての授業科目において、教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示するとともに、学生に理解しやすく履修意欲をわかせるように創意工夫したシラバス	c 3 大学連携 国の戦略的大学連携支援事業を活用し、3 大学に京都薬科大学を加えた 4 大学でヘルスサイエンス系共同大学院の設置に向けて、具体的なカリキュラム等を検討する。 ウ 教育方法 (ア)学部 a すべての科目において、教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を新たに明示し、シラバスの掲載内容を充実する。	ウ 教育方法 (ア)学部	ウ 教育方法 (ア)学部 a-1 新カリキュラム 3 年目に当たる平成 22 年度に向けて、教務部委員会等において、各授業科目の到達目標や、学生の準備学習を含めた学修内容の明示等、シラバスの見直し・

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
を作成する。 ※シラバス：授業の内容・学習方法等について記した授業計画書 b 学科ごとのガイダンスを実施し、履修に必要な予備知識の範囲、授業内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。 c 大学教育改革支援プログラム(GP)への応募を積極的に進め、採択を目指す。 d 学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図るとともに、専門分野の高度化に対応するため、学部と大学院の連携教育プログラムを構築する。 e 対話・討論を重視する少人数授業科目、及	b 新入生および編入学生を含む2回生以上の在学学生それぞれに対して、年度当初に各学科においてガイダンスを実施し、履修方法等についてのきめ細かい指導を行う。また、各ガイダンスについての学生アンケートを行い、実施方法等の充実を図る。	充実を検討する。 a-2 教務部委員会等において、学年暦の工夫や学生の効果的な履修を促すための制度(例えば、C A P制度・G P A制度等)の導入など、学生の学習時間の確保に向けた検討を行う。 ※学年暦：年間の授業期間や試験期間などを定めたカレンダー C A P制度：各学期の履修登録科目数(単位数)の上限を定める制度 G P A制度：授業ごとの成績評価に応じてポイント(例：5～1)を付けて、全履修科目の平均を算出する制度。ポイントにより、次学期の履修可能単位数の制限等に活用される。	c 大学教育改革支援プログラムの各プログラムへの申請について各学部・研究科等において積極的に取り組むとともに、昨年度から実施している学内での事前検討会の充実を図る。 d 教養教育科目を主題別履修モデル(京都学、環境共生など9つのコースから選択)に沿って体系的に履修し、研究レポートを作成する「主題研究」を新設する。 e-1 平成20年度から開始した「新入生ゼミナ

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
び実験・演習科目を充実することにより、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を育成する。		とを目的として授業内容を充実させるとともに、学生による研究発表会を実施し、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を図る。	ール」について学生・教員アンケート結果を踏まえて改善・充実を図るとともに、その結果を検証する。 e-2 文学部日本・中国文学科では、少人数の演習科目において発表を担当することにより、プレゼンテーション能力を向上させるとともに、活発な討論を行うことにより、コミュニケーション能力の向上を図る。またその発展形として、卒業論文中間発表会を行う。 e-3 文学部欧米言語文化学科では、「欧米言語文化概論 II」、「欧米の文化と社会 I」、「欧米言語文化基礎演習 I・III・IV」において、学生の発表を交えた授業を行い、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を行う。 e-4 文学部歴史学科では、前年度にスタートさせた基礎演習をはじめとする演習科目で少人数教育を徹底して行うとともに、卒業論文中間発表会などの場を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上を図る。 e-5 公共政策入門Ⅱ（1回生配当）において、政策形成におけるプレゼンテーションやコミュニケーション能力の必要性を学ぶ。また、専門演習Ⅱでは、ゼミでの集团的討論をベースに、卒論中間発表会におけるプレゼンテーション能力の向上を図る。 e-6 公共政策実習Ⅰでは、ゼミでの集団討論を通じ、最終報告会や第5回政策系大学・大学院研究交流大会等での成果発表を通じてプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力の向上を図る。 e-7 公共政策学部の入門演習では、少人数で社会科学や関連分野の文献を講読することで、多様な問題への関心・理解をもたせるとともに、個人発表を通じたプレゼンテーション能力の育成や、集団討論を通じたコミュニケーション能力の向上を図る。

中期計画	平成 21 年 度 ・ 年 度 計 画		
	共 通	医科大学	府立大学
f 医科大学 (a)医学科では、医師としての知識や技術のみならず、信頼される医療、安全性への配慮などを含む、課題探求、問題解決能力の育成を目的として、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムを編成、実施する。 (b)医学科では、医学専門教育への円滑な移行のための医学準備教育の充実、補講等の方法により学力を定着化させる。 (c)医師、看護師、保健師、助産師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指す。 g 府立大学 (a)教員免許や諸資格の取得を希望する学生・院生への指導・支援を行う。また、教育職員養成課程の運営・推進を担う「教職センター（仮称）」及び教職志望の学生に対する相談・助言を行う「教職		f 医科大学 (a)医学科では、平成 16 年度から実施した、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムの完成にあたり、その最終段階となる臨床実習カリキュラムの再編を実施する。 (b)-1 第 1 学年生を対象に、多くの関連教員による医学・医療とはなにかを考える医学概論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体験する医学概論実習を行う。 (b)-2 医学科第 2 学年第 1 学期に、教養教育の各教官が 少人数の学生と少し専門的な医学関連課題についてセミナーを行い、学生の医学に対する興味を深める。 (c)-1 医師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指し学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を行う。なお、不合格者に対するフォローアップ指導も行う。 (c)-2 看護師・保健師・助産師国家試験の受験者全員の合格を目指し、学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を行うとともに、不合格者に対するフォローアップ指導も行う。	e-8 生命環境学部環境デザイン学科では、「環境デザイン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・ⅣA・ⅣB」において、学生による設計作品の発表を交えた授業を行い、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を行う。 g 府立大学 (a)-1 教育職員養成課程運営協議会を中心として、教育実習をはじめとする教職科目の履修について、組織的かつきめ細かな学生指導を行う。 (a)-2 「教職センター（仮称）」及び「教職相

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
相談室（仮称）」の設置を検討する。 (b)生命環境学部附属農場では、農場実習の充実を図るとともに、食保健学科の学生など、農学系以外の学生実習を受入れる。 (c)生命環境学部附属演習林では、森林科学基礎実習、森林科学総合実習等の受入れ環境の充実を図るとともに、全学的な環境教育を視野に入れて、森林資源の循環系を実地に学ぶことができるシステムを構築する。 (d)新卒者等の免許・資格等の取得については、受験者全員の合格を目指し、特別講座の実施など学生の専門能力の向上に向けた支援を強化する。			談室（仮称）」のあり方について検討を行う。 (b)生命環境学部附属農場での農学系以外の学生の集中講義の受け入れ体制を整えるため、単位認定について検討する。
h 適切な単位認定、進級・卒業判定を行うために、シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示する。 i 成績評価については、厳正かつ公正な評価のため、教員が共通認識を持ち、適正に行う。 j 成績優秀者を表彰することによって、学習	h 適切な単位認定、進級・卒業判定を行うために、シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、平成22年度に向けて改善を図る。	i 成績評価については、単位認定会議の開催など、厳正かつ公正な評価のため、教員間の情報交換、連携を密にし、より適正な実施に向けて取り組む。 j 学長賞の表彰を通じて成績優秀者を公表し、	(d)-1 文学部では、学芸員取得に係る博物館実習の今年度実習者及び来年度実習予定者に対するガイダンスをきめ細かく行い、適切に実習を実施できるように指導する。 (d)-2 生命環境学部では学芸員資格取得100%の実績維持をする。 (d)-3 社会福祉士国家試験対策として特別講座を実施する。 (d)-4 管理栄養士に関わる対策として各専門分野の教員が、国家試験の出題傾向を分析し、きめ細やかな指導を行う。また、国家試験受験に関してオリエンテーションを行うなど、国家試験の申請手続き等について支援を行う。 (d)-5 建築士等の資格に関するオリエンテーションを行い、資格試験のための受験支援を行う。 h 新カリキュラム3年目に当たる平成22年度に向けて、教務部委員会等において、各授業科目の到達目標や、学生の準備学習を含めた学修内容の明示等、シラバスの見直し・充実を検討する。（再掲） i-1 教務システムにより成績評価データの管理及び活用を行う。 i-2 成績評価に関する異議申立て方法を学生便覧・シラバスに明示する。 j 成績優秀者表彰の実施方針（仮称）を策定す

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
意欲を高める。 k 大学連携による合同授業・単位互換制度を拡充し、多様な教育機会を提供する。 l 連携する各大学の特色ある科目を相互に提供する単位互換制度を充実するとともに、共同カリキュラムを実施する。 (イ)大学院 a 大学院の教務事務の見直しと履修・成績データのシステム化を進め、履修登録・成績処理等の円滑な処理を図るとともに、効果的な履修指導に資する。 b 学外研究指導教員の支援を受けるなど、異分野複数教員による授業科目を導入する。	k 大学コンソーシアム京都における、単位互換を実施するとともに、3大学による単位互換を一層推進し、科目の増加や集中講義の実施等学生に多様な教育機会を提供する。 l 各大学の特色を活かした共同カリキュラムの実施に向けて、国の戦略的大学連携支援事業を活用し、教養教育部会等で検討する。 (イ)大学院	学生間の学習意欲を高める。 (イ)大学院	る。 (イ)大学院 a-1 教務システムによる大学院生の成績処理を進める。 a-2 学部授業科目と大学院授業科目の履修手続の一元化を試行する。 a-3 生命環境科学研究科では重点化大学院として次の取組を実施する。 ・博士前期課程学生に主指導教員と副指導教員を定めるとともに、修士論文の中間発表を課し、研究レベルの点検や組織的な指導をする。 ・演習および実験など直接的な研究指導に関わる授業では、授業時間外にも、常時意見交換が可能な方策としてメールによる指導を行う。 ・シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示し、適切な単位認定を行うための検討を進める。また、専攻ごとに履修ガイダンスを実施し、受講に必要な予備知識の範囲、講義内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。 ・国の戦略的大学連携支援事業を活用し、3大学連携をはじめとして、他の大学院との単位互換制度の検討を進める。 b-1 研究分野の高度化、先端化、学際化に対応するために、大学、公的研究機関、企業等の幅広い分野の研究者を非常勤講師とした多彩な科目を開講する。

中期計画	平成 21 年 度 ・ 年 度 計 画		
	共 通	医科大学	府立大学
c 教育研究における大学院生の役割を重視し、研究プロジェクトの重要なメンバーに位置づけるとともに、学会や研究会への参加を促し、さらに、T A（ティーチングアシスタント）として活用することにより、指導能力を向上させる。 ※ T A：優秀な大学院生が、教育的配慮の下、学部学生などに対する助言や、実習、演習などの教育補助業務を行うこと d 外国語による授業の導入や海外での単位互換化など、教育研究の国際化のための計画を策定する。 e 医科大学における主科目と副科目の指導教員の役割分担を明確化するなど、複数教員による効果的で特色ある指導協力体制を確立する。 f 医科大学においては、基礎医学から臨床医学までのコアをなす専門教育科目の履修を行わせ、その後、それぞれの素養と関心に応じた選択が可能となるようきめ細かい履修指導を行う。 g 履修ガイダンスを実施することにより、受講に必要な予備知識の範囲、講義内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。 h 医科大学においては、学術集談会の運用の改善を図るとともに、学位論文審査基準を	c 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に規定した T A・R A 制度を運用し大学院生の指導・研究能力の向上を図る。 ※ R A（リサーチアシスタント）：大学院生を研究補助者として、当該研究活動に必要な補助的業務に従事させること。 g 年度当初に各専攻においてガイダンスを実施し、履修方法等についてのきめ細かい指導を行う。また、各ガイダンスについてのアンケートを行い、実施方法等の充実を図る。	e 主科目が基礎系科目の場合は臨床系科目を、主科目が臨床系科目の場合は基礎系科目を、取得する連携副科目制を採用するなど複数指導体制の確立とともに、副科目の充実を図ることにより、より効果的な連携を図る。 f 教育・研究の基礎となる方法論や生命倫理について第 1 学年次に履修を必修化し、高年次に、研究に専念できるよう履修形態を推進する。 h 平成 20 年度に初めて実施した修士論文審査に係る手続き等について検証を行い、今後	b-2 公共政策学専攻においては、公共政策学の第一人者である研究者を招き「公共政策論研究」を開講する。 b-3 福祉社会学専攻においては、福祉社会学の第一人者である研究者を招き「福祉社会論研究」を開講する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
より透明で分かりやすいものにし、厳正かつ客観的な学位論文審査システムを構築する。 i 企業、行政、試験研究機関、NPOなどにおけるインターンシップの導入など、座学と実習の有機的統合の方策を検討するとともに早期の実現を目指す。 ※インターンシップ：学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来に関連した就業体験を行うこと j 学外の研究者、有識者などを客員教員や特任教員に積極的に活用する。 (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教員組織 (ア)教員の多様性を確保するために、客員教員や特任教員などの制度を活用して、外国人教員も含めて、学界・産業界・行政からの有識者を教員として招へいする。 (イ)大学の教育目標を踏まえ、質の高い教育を実施するため、適切な教職員配置を行う。 (ウ)医科大学では、教員の教育活動を支援するとともに、地域医療に関する教育に資するため、医学科における臨床教授制度や、看護学科における臨地実習教員制度（仮称）を活用する。 (エ)府立大学では、学部再編を踏まえて、教育の課題・実施状況を検証し、教員組織と事務組織の適切な協力体制を構築するとともに、各学部・研究科の教育特性に応じて、非常勤講師の選任基準を明確化する。 イ 教育環境等の充実 (ア)既存教育施設の点検を行い、狭隘化の解消など教育環境の一層の条件整備と、耐震対応の急がれる老朽化施設の整備が進められるよう、京都府の理解を得ながら計画的に取り	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 イ 教育環境等の充実	の手続き等について検討する。 (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教員組織 (ウ)教員の多様性を確保するために、医学科においては臨床教授制度を、看護学科においては、臨地指導教授等の制度を活用する。 イ 教育環境等の充実	i 公共政策学研究科では、「地域社会論演習」で京都府や NPO など学外各種団体との連携により、地域課題に対する政策提言を行うなど、「座学と実習の有機的統合」を図る授業を実施する。（再掲） (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教員組織 (ア)客員教員や特任教員の制度を積極的に活用し、教員の多様性を確保するとともに、教育・研究体制の一層の充実を図る。 (エ)非常勤講師選任基準の明確化に向けた検討を行う。 イ 教育環境等の充実 (ア)-1 キャンパス地の特性や、植物園や資料館との連携なども視野に入れたキャンパスのあり方の議論に応じ、老朽化・狭隘化施設の整備も含め、府立大学下鴨・精華両キャンパ

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
組む。 (イ)教養教育・学部専門教育・大学院教育の教育課程の充実に伴って、必要となる教育設備の整備・拡充を計画的に進める。 (ウ)学生の自学自習スペース、教職員と学生の交流・対話ができるパブリックスペース等の確保・整備の計画を立てる。 (エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボ等を整備する。 ※スキルスラボ：診療技術向上のためのトレーニングに学生が利用できる施設 (オ)医学研究科大学院生が、中央研究室を積極的に活用することが出来るよう、中央研究室の活性化及び人材育成を図る。 (カ)図書館の資料・情報を充実し、教養教育、専門教育及び研究にふさわしい蔵書の構築、電子ジャーナルの拡充を進めるとともに、利用者のニーズに的確に対応できる運用体制を整備する。 (キ)図書館の夜間開館時間の延長など、利用時		(ウ)学生の自学自習を支援するため、空き時間における講義・実習室の有効活用など、そのスペースの確保に努める。 (エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボの利用環境の整備に取り組む。 (オ)中央研究室内に設置している共同研究プロジェクト研究、あるいは共同研究ユニットにおいて大学院生を積極的に活用することにより、中央研究室の活性化及び人材の育成を図る。 (カ)教育・研究・診療支援を図るため、2010年学術雑誌についてこれまでの所蔵水準の維持・拡充に努めるとともに、学生に必要な図書の購入を行う。 (キ)-1電子資料の効率的・効果的な利用を促進	スの全体的な施設整備の方向性について取りまとめるとともに、新総合資料館整備に合わせ、総合資料館との共同整備計画を取りまとめる。 (ア)-2 老朽サーバ、ネットワーク機器など学内情報システムの計画的な更新を実施し、教員・学生のネットワーク環境を改善する。 (イ)-1 既存施設における図書の増収蔵策を検討する。 (イ)-2 教養教育センターと情報システム運営委員会とが連携し、情報教育のための共同利用施設である情報処理室の機器更新のための仕様を検討する。 (イ)-3 ソフトウェアのライセンス管理・契約手法について課題を検討する。 (イ)-4 生命環境学部附属演習林では、 ①梅ヶ畑演習林の既設作業道の拡幅及び諸施設の整備を行う。 ②大枝演習林の作業道の新設を行う。 (カ)-1 図書・雑誌、電子ジャーナル等、図書館の資料・情報の充実を図る。 (カ)-2 学術報告の充実を図る。 (キ)-1 利用者要求に応えられる安定的な図書

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
間の拡大を進めるとともに、専門的なレファレンスサービスを充実する。また、図書館の利用向上のために図書館利用ガイダンスを充実する。 ※レファレンスサービス：図書館利用者に対して、研究や調査に必要な資料等の情報等を提供するサービス (ク)他大学図書館との連携も含め、法人化を踏まえた新しい大学の目標にふさわしい図書館のあり方を検討する。 (ケ)医科大学においては、高度情報化時代に対応する教育、研究及び地域貢献活動を支援するため、「総合情報センター」の設置を検討する。 (コ)京都工芸繊維大学、医科大学及び府立大学による教養教育の共同化等を進めるため、医科大学花園学舎の移転を含め、下鴨地域に総合的な教育研究交流機能を有する施設等の整備が進められるよう条件整備に取り組む。 (サ)下鴨地域に両大学の学生が共同でクラブ活動のできる環境を整える。 ウ 教育活動の評価 (ア)学生による授業評価を実施し、評価結果とともに履修者の規模や配当回生などを考慮した多面的な分析データを担当教員にフィードバックする。 (イ)学部・大学院において組織的なFD活動を実施し、その評価に基づき、FD活動の充実を図るとともに、教育改善活動を支援する組織の設置を検討する。 (ウ)医科大学においては、医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催	(ク)図書館システムの更新にあわせ、両大学相互の蔵書検索を実施するなどの連携を推進する。 (コ)共同化に向けた条件整備として医大における単位互換科目の卒業単位への認定や1回生の試験時期の変更などを行うとともに、さらには単位互換科目の増加や各大学の学生が受講しやすい時間設定など条件整備を行う。 (サ)学生交流の更なる推進に向けて調整の場を設ける。	するため、利用者向け講習会を年間30回実施する。 (ク)他大学図書館や公共図書館の状況を調べ、連携のあり方を検討する。 ウ 教育活動の評価 (ア)すべての講義担当教員に対して学生による授業評価を実施し、総合評価点等を集計、分析の上、教員にフィードバックする取組を進める。 (ウ)医学教育ワークショップ、大学院教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップ	館システムの構築を図る。 (キ)-2 全学所蔵資料のデータ化など、目録情報の電子化の推進を図る。 (キ)-3 図書館の夜間開館時間における専門的なレファレンスサービスを充実する。 (キ)-4 図書館職員による情報リテラシー教育を行う。 ・新入生向け図書館利用ガイダンスや資料・情報の検索実習を行う。 (ク)-1 図書館のあり方について、図書館運営委員会において検討する。 (ク)-2 他大学図書館との連携方策の一つとして、京都外国語大学との相互利用協定を締結し、両大学の学生、教員等の利用を進める。 ウ 教育活動の評価 (ア)学生による授業評価について、平成20年度実施の全学FD研究集会及び授業評価に関するアンケート結果を踏まえ、更なる充実を図る。 (イ)-1 教務部委員会FD部会を中心として、FD活動の充実を図る。 (イ)-2 大学院各研究科・専攻の特性を活かしたFD活動を推進する。 (イ)-3 教育に関する方針の明確化や教育内容の点検・評価・改善のためのPDCAサイクルの構築を進める。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
し、教育の活性化と質の向上を図る。 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ア 学習支援 (ア) クラス担任制度やオフィスアワー制度の実施など、授業に関する質問や履修相談へのきめ細かな対応を行う。 ※オフィスアワー制度：授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間を教員があらかじめ設定する制度 (イ) 医科大学では、大学院保健看護研究科において社会人に配慮した柔軟なカリキュラムを編成する。 (ウ) 府立大学では、授業時の学習支援のため、TAの積極的活用とそのための制度充実を進めるとともに、携帯電話対応も視野に入れたインターネット学務情報システムを充実する。 イ 学生生活に対する支援 (ア) 学生の生活実態を把握するために、学生生活実態調査を継続的に実施する。 (イ) 学生の心身の健康相談を充実するため、健康相談・学生相談・ハラスメント相談等の相談体制の強化をめざすとともに、カウンセリングに関する研修などを通じて教員の日常的な相談体制をバックアップする。 (ウ) 学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 イ 学生生活に対する支援	を開催し、教育の活性化と質の向上を図る。 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ア 学習支援 (ア) クラス担任制度を通じ、授業に関する質問や履修相談へのきめ細かな対応を行う。 (イ)-1 大学院保健看護研究科では、社会人に配慮した柔軟なカリキュラムの編成を検討する。 (イ)-2 大学院看護学科研究生の研究活動を支援するため情報処理等の環境を整備する。 イ 学生生活に対する支援 (ア) 学生の生活実態を把握するため、学業はもとより、学業以外での問題等を抱えた学生に対する面談等を行い、学生生活を支援する。 (イ) 学生の心身の健康相談体制を充実するため、クラス担任以外に、ハラスメント相談員を設け、体制を強化する。また、定期的にハラスメント防止委員会を開催し、教員の日常的な体制を支援する。 (ウ) 学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ア 学習支援 (ア) 各学部・学科の特性に応じて、オフィスアワーや学年担任制・メーリングリストなどを活用し、学生の履修相談等に対してきめ細かな対応を行う。 (ウ)-1 TAの制度充実の方針を策定する。 (ウ)-2 携帯電話等による休講通知システムの利用について、シラバスに掲載するとともに、履修ガイダンス等で周知を図る。 イ 学生生活に対する支援 (ア) 学生の生活実態を把握するため、学生生活実態調査を実施する。 (イ) 医務室・学生相談コーナーを「運営委員会」のサポートを得ながら適切に運営するとともに、臨床心理士によるカウンセリング相談体制の拡充（相談時間の増加）を図る。また、カウンセリングの中で、学生に関する教員からの相談にも対応するとともに、カウンセリングに関する研修会を開催するなど、教員の日常的な相談体制をバックアップする。学生からのハラスメント相談への対応についても、教職員がハラスメント相談員として相談や訴えの内容を聴く体制により、必要に応じた対応・支援を行う。 (ウ) 大学後援会と連携し、引き続き、学生の課外活動に対する支援を行う。また学生の自主

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(エ)障害のある学生には、障害の程度に応じて、きめ細かく対応するとともに、バリアフリー化を進める。 (オ)留学生交流事業を充実させるとともに、留学生に対するチューター制度を導入するなど支援を充実する。 (カ)経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じる。 (キ)日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。 ウ 就職・継続的教育支援 (ア)学科ごとに就職担当教員を配置するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談を充実させる。 (イ)求人情報や就職活動の手引き等、大学独自の情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座、公務員試験対策講座等を開催するなど、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。 (ウ)インターンシップ活動への支援を充実する。 (エ)医科大学では卒業生のワーク・ライフ・バランスへの支援として、職場定着や再就職、更にキャリア開発のための支援体制を検討する。 (オ)医学教育研究センターを中心に、卒前教育を所管する医学教育推進室、卒後教育を所管する卒後臨床研修センターと大学院教育委	(カ)経済的に就学が困難な学生に対する授業料等の減免措置を講じる。 (キ)日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度について、大学HPや掲示板等を活用して積極的に情報の提供を行う。	的なボランティア活動を支援するため情報の提供を行う。 (エ)障害学生をサポートするため、引き続き、障害学生支援スペースの設置やノートテイクによる支援を行う。また定期的に懇談の場を持つなどきめ細かく要望を聞く。 (オ)留学生に対するチューター制度を導入する。 ウ 就職・継続的教育支援 (ア)学科ごとに就職担当教員を配置し、就職相談の充実を図る。 (イ)求人情報等について、迅速な情報提供を行い、学生の就職活動を支援する。 (ウ)各病院等のインターンシップ活動について迅速な情報提供を行い、また、必要な事務手続きの迅速対応により、学生の就職活動を支援する。 (エ)卒業生の看護実践能力向上に必要な調査結果に基づき、効果的なプログラム策定に向けた協議を進める。 (オ)医学教育研究センターを中心に、連絡会議を開催し、連携を図る。	的なボランティア活動を支援するため情報の提供を行う。 (エ)障害学生をサポートするため、引き続き、障害学生支援スペースの設置やノートテイクによる支援を行う。また定期的に懇談の場を持つなどきめ細かく要望を聞く。 (オ)留学生に対するチューター制度を導入する。 ウ 就職・継続的教育支援 (ア)学科ごとに就職担当教員を配置し、就職相談にきめ細かに対応するとともに、大学後援会と連携し、引き続きキャリアカウンセラーによる就職相談を実施する。 (イ)就職情報室やインターネット等を活用した求人情報の提供、就職活動の手引きの作成・配布などにより、学生に適切に情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座等を開催し、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。 (ウ)インターンシップに関する情報について、大学コンソーシアム説明会や大学HP・掲示板等を活用して適切に提供する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
員会が連携し、卒前卒後の一貫した教育を推進する。 (カ)関係病院との連携を密にするとともに、卒後研修プログラムを充実し、また、卒後臨床研修終了後の道筋を提示できる体制の構築に向けて検討を行う。 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標 a 各学部・研究科において重点的研究目標を設定し公表するとともに、その成果を国内外に発信する。 (a)医科大学 ①医学部・医学研究科・保健看護研究科 「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念の下、高度先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等を通じて、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。 (b)府立大学 ①文学部・文学研究科 - 文学部、文学研究科では「京都」・「みやこ」などを対象とする比較文化的研究を推進する。 - 各分野において、基礎的研究の推進と高度化を図るとともに、日中双方を視野に入れた研究や、映画・メディア分野などの学際的研究、宗教遺産学の構築等を推進する。	2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標	(カ)臨床研修病院等の研修実施責任者との意見交換会を開催する。 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標 a 学際的・横断的な研究を推進するために、研究開発センターにおいて、重点的研究目標の検討を行う。また、目標設定に向けて、教室や部門単位で新たに研究内容を取りまとめ、大学ホームページを通じて国内外に情報発信する。 (a)医科大学 ①医学部・医学研究科・保健看護研究科 「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念を大学及び病院内に掲示しながら、地域医療に貢献する高度先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等を通じて、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。	2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標 (b)府立大学 ①文学部・文学研究科 - 日中双方を視野に入れた内容を持つ『和漢語文研究』第7号を刊行する。 - シンポジウムを開催する。 「京都」・「みやこ」・映画・メディアなどに関する比較文化的研究や学際的研究を進める。 - 宗教遺産学のための基礎的調査と研究会を行い、研究を軌道にのせるとともに、引き続き外部資金の導入をめざす。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
②公共政策学部・公共政策学研究科 「福祉社会を目指して公共政策を拓く」をキーワードとする共同研究体制を構築し、その研究成果を発信する。福祉社会研究会の活動を活発化し、福祉社会フォーラムを質量ともに充実させながら学内外へ情報発信を行い、「福祉社会研究」の継続的発刊を図るとともに、公共政策に関する地域共同研究や学内外に開かれた研究会の開催、研究成果の発信などを行う。 ③生命環境学部・生命環境科学研究科 ・社会ニーズを鑑みて、生命と環境をテーマとした学際的・先端的研究を展開するとともに、各専門研究領域の成果を踏まえて、政策提言や国際貢献に資する。 ・国際的な学会、会議・シンポジウム、研究プロジェクトへ積極的に参画することにより研究水準を高めるとともに、研究成果のとりまとめを計画的に行い、修士、博士論文の成果は原則として学会誌投稿論文としてとりまとめる。			②公共政策学部・公共政策学研究科 ・福祉社会論研究（集中講義）に招聘する学界をリードする研究者を囲む福祉社会フォーラムの他、教員ならびに大学院生の研究交流を行う福祉社会フォーラムを開催するとともに、『福祉社会研究』第10号を発行する。 ・公共政策学研究会の定期的開催を行う。 ・研究成果の公表のため、『京都府立大学学術報告 公共政策』を発行する。 ・公共政策研究と福祉社会研究を融合した共同研究体制の確立に向けて引き続き検討する。 ・「京都政策研究センター」を設置し、京都府と共同の政策研究をスタートさせる。 ・研究成果を発信するために、研究報告会、シンポジウム等を開催するとともに、京都府等と協働して公開講座等を開催する。 ③-1 生命環境学部・生命環境科学研究科 ・学部・研究科の研究成果を地域に還元するとともに広く世に問うための講演会、シンポジウムなどを開催する。 ・植物生産テクノサイエンス科目群では、持続可能な農業・食料生産技術の開発に向けての基礎から応用までの研究を実施する。 ・食保健学科科目群では、食を通じた健康増進、生活の質の向上、傷病者のサポート等に関わり研究を各分野において行なう。さらに地域に暮らす人々の健康増進および食産業の育成に関する研究を推進しその成果を社会に還元する。 ・植物分子生物学科科目群では、植物機能に関する分子レベルでの研究を展開することで、食糧増産、環境保全、物質生産などの課題への貢献を図る。 ・生命物質科学科目群では、より基礎的な視点から生命機能・生命環境を理解し、その改変と活用を図る。 ・環境数理情報学科科目群では自然環境、生活環境、情報環境の向上のための情報科学、数理

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
<u>b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。</u> c 各教員は、各年度に行った研究の成果を研究発表又は論文発表等により公表し、学外有識者の意見・評価を積極的に聴取し、研究の水準・成果の検証を行う。 (イ)研究内容等 a 大学連携を推進し、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、ヘルスサイエンス分野の研究や医工連携、バイオ連携、生命・環境連携等の分野において、複眼的かつ統合的視点からのプロジェクト研究の推進と、COE等の競争	<u>b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を1件以上行う。</u> c 各教員の行った研究の成果の発信ツールを充実させる方法を検討する。 (イ)研究内容等 a -1 研究資金の獲得に向けて、3大学連携等を推進し、共同申請を行うなど、積極的かつ組織的に取り組む。 a-2 3大学が連携してグローバルCOEを申請する。	b 研究支援体制の充実のために新たに迎えた特任教授を中心に、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を目指す。 (イ)研究内容等 a 医大研究開発センターの取組の活発化などを通じた重点研究課題の設定によるプロジェクト研究等の積極的な取組を推進する。	科学の応用研究およびそのために必要となる基礎研究の高度化を図る。そして、研究成果を、論文として発表し、教育や地域貢献に供する。 ・生活環境科学科目群では、地域文化研究や産学協同研究など、実践的・応用的研究を推進するため、人文・社会・自然科学分野における研究活動の高度化を図る。それらの研究成果を系統的に整理し、「環境デザイン学」として出版計画を検討する。 ・森林科学科目群では、森林に関する環境問題、資源問題への取り組みに対して、地域との連携・協働による実践的応用研究を行い、地域貢献できる人材を養成する。 ③-2 生命環境学部附属農場 ・技術職員の栽培飼育技術向上のため、技術講演会の年1回以上開催を継続する。また、東海・近畿大学附属農場協議会および技術発表講演会に定期的に参加する。 ③-3 放射性同位元素共同実験室 ・全学共同実験施設としての活用を促進するとともに、放射性同位元素の厳格な管理を行う。 (イ)研究内容等 a 異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、重点研究課題の設定によるプロジェクト研究等の積極的な取組を推進する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
的研究資金の獲得を目指す。 b 附属小児疾患研究施設において、高度かつ専門的な治療を要する小児疾患に関する教育、研究及び診療に当たる。 c 附属脳・血管系老化研究センターにおいて、老化のメカニズムの基礎的解明に取り組むとともに、脳神経系疾患の予防、診断、治療に関する開発研究を行う。 d がん制圧センターにおいて、講座横断的な研究を推進し、先進的かつ独創的ながんに関する研究を行う。 e 医大研究開発センターにおいて、国際的な先端的研究を推進するため、医科大学にふさわしい特徴的な研究テーマ等を企画するとともに、講座横断的な研究ユニットを組織化する。 f 府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）をはじめとする戦略的研究の拡充や、学内外の提案公募型の研究支援システムの活用を図るとともに、府立総合資料館、府立植物園及び府関係試験研究機関等と連携し、地域の課題に対応した研究成果を生み出す。		b 20 年度に実施した小児科学教室の大講座制や小児外科部門の外科学教室への編入を通じて、また、23 年度完成予定の新外来診療棟等の「小児医療センター」の運営方法等の検討する中で、小児関係教室間の連携を深め、より高度かつ専門的な教育を実施する。 c 附属脳・血管系老化研究センターにおいて、地域を対象としたコホート研究と附属病院での遺伝相談、アルツハイマー病発症の客観指標の標準化を目指した全国プロジェクトへの参加を引き続き実施するなど脳神経系疾患の予防、診断、治療の研究を行う。 ※コホート研究：複数の集団を比較分析してその間の因果関係を調べる研究 d がん征圧センターにおいて、「予防」、「診断」、「治療」、「緩和」及び「疫学」の5つの分野のリーダーを中心として、基礎と臨床が講座横断的に研究を推進し、その成果を具体的に附属病院の診療に反映させていくとともに、府民向け公開講座の開催等がん予防に関する情報発信を行う。 e 研究開発センターの提言に基づいて設置された既存の5つの研究ユニット及び平成20年度に新設された「器官形成・制御に基づく発生医学研究の統合的な研究ユニット」の6つの研究ユニットに対して、重点的に研究経費等の配分を行うことによって、学際的・横断的な研究活動を推進し、その成果を学術講演会の開催により情報発信するとともに、世界的に卓越した教育研究拠点形成を目指す。	f 府立大学ACTRにおいて、より一層地域に根ざした研究を推進するため、研究テーマの一般公募を行う。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
イ 研究成果の地域への還元 (ア)地域を対象とした研究及び地域の産業界や行政・関係試験研究機関等との共同研究を推進し、地域医療や地域の文化・観光・福祉・環境・産業など地域課題に対応するとともに、公開講座や学術講演会、フォーラム、シンポジウムを開催するなど、研究成果の積極的な発信を通じて、地域の文化・産業の振興を図る。 (イ)医療・看護を含むヘルスサイエンスに関する社会人向け公開講座を定期的に開催するとともに、キャリア開発に関する総合的な拠点の整備を検討する。 (ウ)研究成果の実用化により、医療の質のイノベーション及び医療環境の向上に資するとともに、府民等の健康増進に寄与する。 (エ)教員の研究業績や研究内容のデータベース化を図り、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。 (オ)著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備 (ア)プロジェクト研究員制度や特任教員、客員教員及び共同研究員制度を活用して、研究領域の垣根を越えた融合的共同研究の展開や、学外の研究者との共同研究等を推進する。 (イ)3大学連携事業を通じて、研究者間交流を推進するとともに、他大学、他研究機関等との連携・交流を促進することにより、異分野	イ 研究成果の地域への還元 (ア)地域の研究機関又は企業と連携し研究を実施する。また、けいはんな新産業創出・交流センターや京都産業21、京都産学公連携機構等を始めとする関係機関と連携し、フォーラム等での発表機会を利用して研究成果を積極的に発信する。 (オ)教職員の優れた業績については法人としての表彰を行うなど、著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を奨励する。 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備 (イ)国の戦略的大学連携支援事業を活用し、3大学連携フォーラム等を開催し、研究者の交流を推進する。	イ 研究成果の地域への還元 (ア)看護学科では、地域の保健医療福祉の向上に寄与する教員の共同研究を推進する。 (イ)医療・看護の分野で、府民に関心の高いテーマを設定して、公開講座を開催する。 (エ)20年度に冊子で作成した研究シーズ集「産学公連携の提案」をホームページから閲覧可能にすることで、情報発信力を強化する。 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備 (ア)研究の活性化に向け、特任教授等制度や産学公連携教員の見直し、拡充を図り、より優秀な人材の確保を可能にするるとともに、共同研究等の制度PRを強化するなど、柔軟かつ機動的に研究できる環境を整備することにより、共同研究や受託研究の件数の増加を図る。 (イ)医科大学の研究開発センター事業等を通じて、他大学、他研究機関等との連携・交流を図る。	イ 研究成果の地域への還元 (ア)府立大学ACTRにおいて地域課題に対応した研究を行うとともに、成果を還元するための学術講演会、フォーラム、シンポジウムを開催する。 (エ)教員の研究内容のデータベースについて、地域連携センターと自己評価委員会等が連携して、データの一元的な管理と効果的な利用方法を検討する。 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
融合・学際領域の拡大を目指す。また、そのために施設・設備等の共同利用を容易にする体制を整備する。 (ウ)外部資金の積極的確保等により、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する学内公募等による研究費の配分枠を充実させる。 (エ)寄附講座の活用、共同研究制度の拡充等により研究者層を充実する。 イ 研究環境・支援体制の整備 (ア)学問領域の変化や研究内容の高度化等に対応した研究環境の整備を図るため、京都府の協力を得て、老朽化・狭隘化した施設・設備や産学公の連携を進めるためのインキュベーションラボ等の計画的な整備を進めるとともに、競争的資金間接経費の戦略的活用によって、日常的な全学的研究環境を向上させる。 ※インキュベーションラボ：企業支援のための研究室 ※競争的資金間接経費：科学研究費等の競争的資金を受けた研究者が所属する大学等のための経費。研究活動の支援、研究環境の整備等が目的 (イ)全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のための支援体制を確立するとともに、そのための適切な人員配置を行う。 (ウ)海外研修や国内長期研修など研究水準向上のための取組を検討する。 (エ)医科大学においては、学内共同研究を推進するため、附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究及びテーマ研究の制度を活用するほか、中央研究室を多面的かつ効率的に活用し学内外の研究者による共同研究プロジェクト制度を導入する。	イ 研究環境・支援体制の整備	(ウ)科学研究費等の間接費、教室研究費の保留分等を利用し、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する研究費の配分を行う。 (エ)20年度に制度拡充した外部資金による教員雇用制度の検証を行う。 イ 研究環境・支援体制の整備 (ア)学際化かつ高度先鋭化する学問領域の変化に対応し、研究を活性化させるため、共同利用施設の有効利用や競争的研究資金間接経費等の戦略的活用を行う。また、競争的資金の積極的な獲得を目指して、間接経費等を先端的研究ユニットや専任の特任教授等の配置など全学的な研究環境の向上に充てる。 (イ)研究支援室を新設したことに続いて、外部資金獲得や知的財産の管理体制の構築を図るために迎えた特任教授等が、研究者の視点に立って、学内教職員間の調整や研究計画の企画・立案を十分に図れるよう、より一層の環境整備を図る。 (エ)-1 附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究の平成19・20年度の研究成果発表会を行い、一定の成果を検証する。 (エ)-2 中央研究室の4研究室及びR Iセンター内の2研究室を利用し、基礎・臨床講座横断的な7つの研究プロジェクトを活用する	(ウ)大学の特色の更なる深化と研究水準の一層の高度化を図るため、研究費の配分枠として新たに「重点戦略研究費」を設け、学内公募により研究の充実を図る。 イ 研究環境・支援体制の整備 (ア)キャンパス地の特性や、植物園や資料館との連携等も視野に入れたキャンパスのあり方の議論に応じ、老朽化・狭隘化施設の整備も含め、府立大学下鴨・精華両キャンパスの全体的な施設整備の方向性について取りまとめるとともに、新総合資料館整備に合わせ、総合資料館との共同整備計画を取りまとめる。(再掲) (イ)-1 科学研究費補助金について、各教員の応募を支援する方法を検討・実施する。 (イ)-2 各省庁、助成団体等の助成の募集状況を一覧できる学内専用ページの充実を図る。 (ウ)海外研修や国内長期研修などの制度を調査し、内容についての検討を進める。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(オ)知的財産に関する基本方針を明確にし、両大学発の知的財産の創出を促進するとともに積極活用への道を拓く。 (カ)知的財産に対する教職員の意識啓発を行うとともに、知的財産を評価・管理・活用する体制を整備する。 ウ 研究活動の評価 (ア)研究の質の向上と研究費の効率的、効果的な活用を図るため評価基準を作成するとともに、ピアレビューによる客観的な評価システムを構築する。 ※ピアレビュー：評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する専門家によって行われる評価 (イ)査読のある学術誌への掲載論文数、外部からの研究資金獲得件数等の研究業績に関するデータベースを整備する。 (ウ)学内横断的研究費の配分に学部の特徴を踏まえた研究実績の考慮など、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 医科大学の産学公連携戦略本部、府立大学の地域連携センターを中心に各大学の地域連携及び産学公連携を推進するとともに、こ	(オ)-1 知的財産ポリシー、利益相反ポリシーに基づき、知的財産の創出を促進する。 (オ)-2 特許等の知的財産権を大学として確保できる体制の整備を目指す。その上でそれらの成果を有効に社会還元する方法を検討する。 ウ 研究活動の評価 (ア)ピアレビューによる客観的な評価システムと、評価のための基準について、平成20年度の学部評価の取り組み・結果を踏まえて検討を進める。 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	ことにより学内共同研究を推進する。 ウ 研究活動の評価 (イ)データベースの有効な在り方について検討する。 (ウ)科学研究費等の間接経費や教室研究費の学長保留分などを利用した重点配分や若手研究者奨励研究費・地域連携・医療技術開発奨励研究費などの競争的配分により、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 産学公連携戦略本部の方針のもと、下部組織であるリエゾンオフィスが中心となって産学公連携活動を強化する。	(カ) 知的財産に係る意識啓発のための研修会を実施する。 ウ 研究活動の評価 (イ)教員の研究内容のデータベースについて、地域連携センターと自己評価委員会等が連携して、データの一元的な管理と効果的な利用方法を検討する。(再掲) 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 各学部・研究科と地域連携センターが共催するシンポジウム、講演会等を学部(研究科)ごとに、1回以上開催する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
れらを統括した総合的地域連携機関として、共同の窓口を設置する。 科学研究費補助金、府立大学ACTR、その他の共同研究の成果を還元する<u>公開シンポジウム・講演会等を、各学部年1回以上実施する。</u> ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (ア)京都府北部地域に連携拠点を設け、学生の学外演習（アウトキャンパス授業）や、サテライト講座・遠隔授業等、多様な形態による生涯学習を充実させる。 (イ)職業能力開発・向上に資する、社会人再教育プログラムを開設する等、社会人の教育機会を拡大する。 (ウ)府や市町村など関係行政機関と連携しながら、京都の特色を活かした講座等を開催し、生涯学習に対する地域や府民の多様なニーズに応える。 (エ)<u>公開講座等に満足する受講者を90%以上とする。</u> (オ)附属図書館、附属農場及び附属演習林等の一般開放をさらに進める。 (カ)図書館の一層の電子化の促進により、府民の閲覧開架資料へのアクセスを容易にし、サービス向上に資する。 (キ)施設開放（府民利用）サービス提供のために、webでの利用申込みなどのシステムを整備する。	ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (エ)アンケートによる開催講座希望等の結果を踏まえ、より希望にあった講座の開催を図る。	ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (カ)-1 所蔵する貴重書の電子化を更に進め、図書館ホームページで公開する。 (カ)-2 京都府立図書館との連携による府民サービスの向上を検討する。 (キ)図書館資料の府内医療従事者への提供を充実する。	ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (ア)府北部での生涯教育等に係る需要、課題等の把握を目的として、京都府関係部局や市町村との意見交換会を開催する。 (イ)府立大学の特色を生かした教育プログラムによる「教員免許更新講習」を開講する。 (ウ)-1 法人主催、他大学との連携等も含め、多様な公開講座（桜楓講座・新SKY大学・地域文化セミナー・リカレント講座等）を引き続き開講する。 (ウ)-2 ユーカルチャー、施設公開などによる附属農場の一般開放をさらに進める。 (ウ)-3 附属演習林では演習林において一般府民対象の「演習林野外セミナー」を実施する。 (オ)図書館の夜間開館時間における専門的なレファレンスサービスを充実する。 (カ)図書館所蔵資料・未整理資料のデータ化を推進するなど、府民の図書館所蔵資料へのアクセスを容易にし、サービス向上に資する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
イ 産学公連携 (ア)学内シーズを積極的に活用して共同研究・受託研究を拡充させるなど、産業界等との連携をさらに進め、府内産業の振興や大学発ベンチャーなどを推進する。 (イ)連携のための総合窓口を設置するとともに、産学公連携フォーラムの開催や産学交流フェア等への参加、ホームページを利用した研究成果の発信など、大学の知的資源の公開を推進する。 <u>(ウ)産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に 10%以上増加させる。</u> ウ 行政等との連携 (ア)教育・研究に係る能力を活かした行政への協力や協働、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員・職業人の能力向上のための短期研修プログラム、大学院への新たなコース設定、公共政策に係る教育などを積極的に実施する。 (イ)府市町村や農林関係機関をはじめとした試験研究機関、保健医療機関、NPO等との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。	イ 産学公連携 (ア)-1 府内外の産学マッチングイベント等において学内シーズを積極的に発信することで共同研究・受託研究の拡充を図る。 (ア)-2 新たに共同研究・受託研究制度をホームページで紹介することで産業界から見えやすい制度に改善する。 (ウ) 法人としての研究費の受入・使用に関する規程等を整備するとともに、受入手続きの迅速化によりスムーズな研究の実施を支援する。 ウ 行政等との連携 (ア)国や府内行政機関を中心として審議会、研究会等へ積極的に協力するとともに、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員の研修、公共政策に係る教育などへの協力・連携を積極的に実施する。	イ 産学公連携 (ア)産学公連携戦略本部の特任教授を中心に学内シーズと産業界のニーズをコーディネートすることで共同研究・受託研究の増加を図る。 (イ)技術相談窓口を引き続き設置するとともに、産学公連携のイベントを通じて研究成果の発信を行う。 ウ 行政等との連携 (イ)医大医療センターにより、府の行政組織や府保健環境研究所、保健所等に医師を派遣するなど、関係機関との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。	イ 産学公連携 (イ)教員の研究内容、研究成果のデータの蓄積を進め、大学ホームページにおいて、教員の研究内容を具体的に紹介するページを企画し、公開を開始する。 (ウ) 各省庁、助成団体等の助成の募集状況を一覧できる学内専用ページの充実を図る。(再掲) ウ 行政等との連携 (ア)-1 公共政策学部教員として京都府職員の派遣を得て、京都府行政等との連携・協働した取組の一層の推進を図る。 (ア)-2 京都府職員研修・研究支援センター政策研究支援室長に公共政策学部教授を継続して派遣し、府の政策研究を支援・推進する。 (ア)-3 京都府農林水産部の試験研究機関の研究調整役に、生命環境科学研究科教員を派遣し、試験研究を支援・推進する。 (イ)-1 府立大学ACTRや外部競争的資金を利用し、地域課題や行政課題解決のための共同研究を推進する。 (イ)-2 生命環境科学研究科では、京都府農林水産部並びに同試験研究機関と協力して、府内の農業・農村がかかえる諸問題の解決のための共同研究を、プロジェクトチームの設置や人的交流も行いつつ推進する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(ウ)府立大学では、フィールドワークなどを通じて、市町村、住民との協働の取組を進め、地域の活性化や地域力再生に貢献するとともに、包括協定締結市町村数を5以上とする。 (エ)シンクタンク機能の強化と行政職員等の能力向上を図るため、「公共政策研究センター（仮称）」の設立に向けた検討を行う。 エ 教育機関との連携 (ア)3大学連携を推進するとともに、異分野融合・学際領域の拡大を目指した他大学との積極的な研究協力を推進する。 (イ)単位互換制度など、大学コンソーシアム京都の実施する各種事業に参加することにより、加盟大学との交流・連携を図る。 (ウ)生命環境学部附属農場及び附属演習林では、他大学などの教育研究機関に広く開放し、利用を推進する。 (エ)食育、環境教育、科学リテラシー教育、情報リテラシー教育、福祉ボランティア活動など新しい教育課題への取組を通じて、小中高における教育活動への支援・相談活動に取り組む。	エ 教育機関との連携 (ア)戦略的大学連携支援事業を通じて、3大学及び他大学との連携の取り組みを一層推進するとともに、研究交流分野を中心に包括協定締結大学をはじめ他大学との連携を進める。 (イ)大学コンソーシアム京都が実施する各事業に積極的に参加する。	エ 教育機関との連携 (ウ)-1 附属農場では他の教育機関等からの見学・実習などの受け入れを継続する。外部団体の農場使用についての手続きや要項などを定め使用方法を明確にする。 (ウ)-2 附属演習林では、 ・演習林を利用して、高校生を対象とした「演習林野外セミナー」を開催し、森林についての体験学習を行う。 ・持続的森林利用のモデル構築のための森林資源利用設備の充実を図り、今後他大学も含めた教育研究における利用を進める。 (エ)-1 公共政策学部では、福祉ボランティア活動など新しい教育課題への取組について京都八幡高校との連携を継続する。 (エ)-2 京都府内の幼稚園、小学校と連携し食育を実践する。また地域住民の健康教育を実践することで、地域社会に貢献すると共に学生の栄養士としての資質向上を図る。	(ウ)京都府・包括協定自治体を中心とした府内市町村・NPO等との間で、地域課題に対応した具体的研究を進めるとともに、新たな包括協定を締結する。 (エ)「京都政策研究センター」を設置し、京都府と共同の政策研究をスタートさせる。(再掲) エ 教育機関との連携

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(オ)高等学校における新しいカリキュラム開発への支援などを通じて、高大連携事業を拡充する。 オ 医療を通じた地域貢献 (ア)府民の命を守る大学として、学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。 ※コメディカル：臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者 (イ)府と連携して医師確保困難地域はもとより、府内における医師確保に積極的に取り組むため、卒前、卒後教育を充実し、研修医、専攻医等を確保するとともに、医科大学医療センターの機能強化等を行い、各地域の適正な医師確保に貢献する。 (ウ)地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。 (エ)大学・地域一体型の医師、看護師によるチーム医療教育を推進し、地域の医療人の確保はもとより地域における「チーム医療」を充実する。 (オ)府立医科大学関係病院等協議会と連携し、卒後教育の総合的なネットワークを構築し、地域に根ざした医師を育成する。 (カ)医学科学生の府内定着率 70%以上、看護学科学生については、府内定着率 65%以上を目指す。 (キ)府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研	(オ)京都府教育委員会及び府内高等学校等との高大連携事業を引き続き実施する。	(オ)看護学科では、京都八幡高校への教員派遣等教育支援を充実する。 オ 医療を通じた地域貢献 (ア)-1 引き続き医師不足が深刻な府北部地域の中核病院である府立与謝の海病院や地域医療・保健行政の前線基地である保健所への人材供給に努める。 (ア)-2 医師不足が深刻となっている地域医療を支えるため、府内の医療機関と教育、研究、治療面等において連携し、地域医療への使命感を持った臨床医の育成、医師の派遣などに努める。 (イ)府立施設への人材供給に加え、地域間の診療機能の集約化等をにらんだ医師配置等につながるよう医療センターに府や関係機関との調整機能を付加することを検討する。 (ウ)地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。 (エ)地域医療・チーム医療の理解を促進するため、地域医療機関等における、医学生、看護学生合同によるボランティア活動の促進について検討する。 (オ)府立医科大学関係病院等協議会で意見交換会を実施する。 (カ)医学科学生の府内定着率 60%以上、看護学科学生については、府内定着率 65%以上を目指す。 (キ)府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研	(オ)宮津高校との高大連携事業「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」の申請に協力する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
<u>修医の府内定着率 80%以上を目指す。</u> (ク)京都府の地域医療確保奨学金制度を活用し、地域医療を担う医学生を確保する。 (ケ)新外来診療棟に整備予定の予防医学センターを中心に、府と連携して、生活習慣病や介護予防対策、健康に資する自主活動の推進等の方策を効率的かつ効果的に推進する。 4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置 (1) 臨床教育等の推進 ア 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。病院群臨床研修プログラム研修医を確保する。 イ プライマリケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的能力を修得し、地域医療・チーム医療の重要性を認識した医師、看護師をはじめとする医療人を育成		<u>修医の府内定着率 72%以上を目指す。</u> (ク)-1 引き続き本学学生等に係る奨学金制度の活用を促進し地域医療の担い手確保を目指す。 (ク)-2 来年度以降の制度存続を府に働きかけるとともに、活用促進を強化する。 4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置 (1) 臨床教育等の推進 ア-1 小児医療及び周産期医療等を担う医師養成に資する特別コースの新設、学外実技トレーニングの継続実施など、研修プログラムを充実するとともに、募集定員の適正化を図る。 ア-2 指導医の指導能力の向上を図るため、指導医講習会を引き続き開催する。 ア-3 研修医へのきめ細やかな指導を行うため、専任教員の配置を検討する。 ア-4 20 年度に開設した卒後臨床研修センターホームページの充実を図る。 ア-5 優れた人材を確保するための研修医選考方法のあり方を検討する。 ア-6 臨床研修病院群内の連携強化を図るため、各病院の研修実施責任者との意見交換会を開催する。 ア-7 PHS の更新など、研修医の研修環境の改善を図る。 ア-8 後期専攻医の待遇改善（診療謝金の増額）について、引き続き検討を進める。 イ-1 研修医については、地域医療重点プログラムの改善、特別コースの新設等により研修プログラムを充実する。 イ-2 医師・看護師等の計画的な研修実施、参	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
する。 ※プライマリケア：国民のあらゆる健康、疾病に対し、総合的・継続的に対応する地域の政策と機能 ウ 幅広い教養と高い倫理観を持った優れた医療人を育成するための卒前及び卒後研修プログラムを提供する。 (2) 医療サービスの向上 ア 医療安全管理を推進し、院内感染防止対策を充実する。 イ 質の高い医療機器維持管理システムを確立する。 ウ 新外来診療棟の整備を契機に、臓器別・疾病別にメディカルセンターを整備し、より最適な医療を提供する。 エ ゆとりのある空間を確保し、安全で安心できる医療環境を提供する。 オ 電子カルテの導入により、再診予約システムを整備する。		加機会の増大を図るとともに、今後、より本院に求められる分野（新生児集中ケア・認知症看護等）への認定看護師の配置、専門看護師資格取得のための看護系大学院修士課程履修への支援を行う。また、放射線技師・臨床検査技師の認定資格取得等により、引き続き優れた人材の育成を行う。 ウ 研修医については、地域医療重点プログラムの改善、特別コースの新設等により研修プログラムを充実する。（再掲） (2) 医療サービスの向上 ア 職員の安全や感染に対する意識向上を図るため、職員が医療安全、感染対策の研修をそれぞれ年2回以上受講できるよう研修の実施方法を検討し、実施する。 ・研修回数：それぞれ7回程度 ・研修内容：院内の具体的な事例等（インフォームドコンセント等） また、感染防止対策の一環として手術室の洗浄・滅菌システムの充実を図る。 イ MEセンターでの医療機器の中央管理化を推進し、計画的な点検、修繕、更新を行う。 ウ 新外来診療棟における臓器別・疾病別のメディカルセンターの具体化に向けて、引き続き診療体制等検討ワーキンググループで診療体制や整備内容等の検討を進める。 エ 新外来診療棟等（第2期）整備工事で、より快適でゆとりある空間を確保するために、全体のレイアウト等を始め、オープンカフェ新設等の検討を行う。 オ-1 再診予約システムの浸透を図るとともに、関係病院を含め、診療予約システムの運用開始を広くアナウンスし、紹介病院からの診療予約システムを一部診療科で稼働させることにより医師負担の軽減を図る。 オ-2 平成20年に稼働した電子カルテの安定稼働を維持するとともに、各部門においてよ	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
ウ がん制圧センターとの連携、病院スタッフの協働により、研究成果をがんの診断・治療成果の向上につなげる。 (4) 地域医療への貢献 ア <u>地域医療連携室の体制強化を図り、紹介による新規患者の積極的な受入れや、紹介医へのタイムリーな報告、逆紹介の励行、後方支援病院の開拓を進めるとともに、長期入院患者を中心とした退院援助の取組を強化し、患者紹介率を50%以上とする。</u>		度を活用しながら、実施症例を増やし、先進医療申請につなげる取組を行い、<u>新規承認申請件数1件以上を目指す。</u> イ-2 治験の一元的な管理、実施体制の充実を図るため、検討ワーキンググループでの議論を進め、院内方針を決定し、年度内の治験センター設立を目指す。 ウ がんの「予防」、「診断」、「治療」、「緩和」、「疫学」の研究成果を、病院の診断・治療に役立てるよう、がん征圧センターとがん対策あり方ワーキンググループのがん対策合同会議を引き続き開催し、研究面と診療面での連携の対応策を協議する。 (4) 地域医療への貢献 ア-1 地域医療連携室において「診療のご案内」、パンフレットの作成、活用等により、地域医療機関との連携を強化し、新規紹介患者の受け入れを推進するとともに、必要な情報についてホームページに掲載する。 ア-2 入院患者の転院を円滑に進めるため、転院予定医療機関からの職員訪問受入制度を推進する。 ア-3 長期入院患者等の円滑な退院支援のため、在宅療養支援診療、開業医、訪問看護ステーション、関連病院等に対し、受け入れ対応体制等について調査をさらに進め、連携を推進する。 ア-4 電子カルテを活用し、紹介元へのよりタイムリーな報告、逆紹介ができる枠組みを構築する。 ア-5 電子カルテシステムを活用した地域医療機関との画像情報の共有、患者情報やオンライン紹介等を行う地域医療連携システムの活用、地域医療連携室の体制強化により、関係病院等との連携強化を図り、地域医療連携の充実強化を進める。 地域医療連携に関する協議会の設置等を	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
イ 看護職者、薬剤師、栄養士等地域の医療従事者への研修支援や最新医療情報の提供を行う。 (5) 政策医療の実施 ア 府民医療のラストリゾートとして府民の信託に応えるため、肝疾患など診療連携拠点病院を目指す。 イ 小児難治性疾患から子どもを守り最先端医療を提供するため、外来診療棟整備の中で「小児医療センター」を整備する。 ウ 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の均てん化を図るため、府内7カ所の地域がん診療連携拠点病院と連携し、教育・研修を実施しながら、がんの集学的治療やがん緩和医療を推進する。 エ 府内における周産期医療の整備に適切な役割を担う。		通じて、密接な連携が図られる協力病院を確保する。 また、病院幹部職員の病院訪問による連携先病院の開拓を検討する。 ア-6 <u>患者紹介率を43.5%以上とする。</u> イ 地域の看護職者、栄養士、臨床検査技師、作業療法士等の他施設等からの研修生、実習生の受け入れ、他施設への研修講師派遣等により引き続き対応し、地域の医療従事者の育成を図る。 (5) 政策医療の実施 ア 肝疾患診療連携拠点病院の取組の一環として、医療従事者等を対象とした研修会、地域住民を対象とした市民講座を開催する。 イ 平成23年度の「小児医療センター」オープンに向けて、引き続き運営方法等の検討を行う。 ウ-1 都道府県がん診療連携拠点病院として次の取組を進める。 (ア) 外来化学療法センターでの診療対象が んの拡充 (イ) キャンサーボードの定期的開催 (ウ) 緩和ケア研修会標準プログラムに基づく研修会の開催 (エ) がんに係る府民向け講演会の開催 (オ) 20年度に設置した「がん情報コーナー」の充実 (カ) がん患者団体との連携協力体制の構築 ウ-2 地域がん診療連携拠点病院との連携強化を図るため、京都府がん診療連携協議会等を開催するとともに、引き続きがん診療に係る当該病院の実態調査や情報交換を行う。 エ 京都府における周産期医療体制の中で、南部ブロックのサブセンターとしての役割を担う。	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
オ 府内における感染症医療の拠点としての役割を果たす。 (6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進 ア 全ての職員が病院の理念、基本方針の実践を共有し、病院運営に携わることを目指す。 イ より多くの人に高度な医療を提供するため、特定機能病院に相応しい診療の重点化を図る。 ※ 特定機能病院：高度な医療を提供する病院として厚生労働大臣の承認を受けた病院 ウ 業務の委託化や事務作業補助者の導入等を進め、医師及び看護師が診療・看護業務に専念できるような環境を整備する。 エ 患者の利便性等に配慮しつつ院外処方を		オ 入院患者受入体制について、想定訓練により、点検の上、その充実を図る。 (6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進 ア-1 病院長、副病院長を中心に、病院マネジメント機能の一層の強化を図る。 ア-2 各部門等において設定した目標について評価を実施するとともに、医大ニュースや院内LAN、ホームページ等を活用した診療実績等の情報発信により、経営情報を共有し、また、国の医療制度改革等の情報のいち早い院内徹底等により、職員の経営意識の醸成を図る。 ア-3 教職員からの経営改善提案システムについて、検討を行う。 イ-1 紹介患者の増加、退院援助業務の強化、紹介病院への適切な対応、逆紹介等の励行により、病病連携・病診連携強化を図るとともに、先進医療の取組の推進、新たな施設基準の取得検討を行う。 イ-2 DPC分析システムを活用し、各診療科毎のニーズに合わせたデータ分析を行い、患者の症状等を踏まえながら、より効率的で適正な治療を行う。 イ-3 患者との診療情報の共有を図り、迅速で適正な管理を徹底するとともに、医療情報の提供、発信を行う。 イ-4 疼痛緩和ケア専用病床の配置を更に充実することを検討する。 ウ 医師がより一層診療に専念できる環境整備を図るとともに、適正な診療報酬算定、迅速な診断等による一層の患者サービスの向上を図るため、医師事務作業補助者（クラーク）の導入拡大を検討し、また、電子データ化が必要な文書のスキャンを集中的に処理することにより、効率的な診療体制の整備を図る。 エ 診療科の特性や患者の利便性に配慮しつ	

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
更に推進する。 オ <u>病床管理及び入退院受付業務一元化の検討など、病床の効率的な運用により新規入院患者の確保を図り、病床利用率を90%以上に上げる。</u> カ <u>医薬品の同種同効品の整理、医薬材料の適正使用や在庫管理の徹底、標準化を進めるとともに、専門コンサルタントの活用等により、医薬材料比率を35%以下に下げる。</u> 5 国際交流に関する目標を達成するための措置 (1) 海外の大学との協定（連携）を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。 (2) 受入れ留学生の支援窓口を明確にするなど、国際交流支援体制を確立し、生活・学習支援を充実する。 (3) 国際交流推進に係る競争的資金の活用を目指す。 (4) 三大学連携による留学生受入れ・支援の共	つ、引き続き院外処方箋発行率の向上を推進する。 オ-1 病床の効率的な運用により、病床利用率を85%以上に上げる。 オ-2 各診療科の病床利用率等の状況により、診療科配分病床を四半期毎に継続して見直すことにより、機動的な病床の有効利用を推進し、病床利用率の向上を図る。 オ-3 ベットコントローラー会議を定例開催して、各診療科の病床有効利用のための新たな課題、対応策について協議する。 オ-4 病床の効率的な運用を図るため、同日入退院が可能となるシステムの構築について検討を行う。 カ 医薬品については、薬事委員会において同種同効品を整理するとともに、業者交渉を引き続き大学を挙げて行い、購入価格の低減を図る。医療材料についても、医療材料検討委員会において、医療材料の標準化を推進し、契約支援業務委託の活用により、引き続き購入価格の低減を図り、<u>これにより医薬材料費比率を35.9%以下に下げる。</u> 5 国際交流に関する目標を達成するための措置 (1) 海外の大学との協定（連携）を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。特に本年度は米国オクラホマ大学と各3名の学生相互派遣を実施する。 (4) 三大学連携で留学生受入・支援の実態を調	つ、引き続き院外処方箋発行率の向上を推進する。 オ-1 病床の効率的な運用により、病床利用率を85%以上に上げる。 オ-2 各診療科の病床利用率等の状況により、診療科配分病床を四半期毎に継続して見直すことにより、機動的な病床の有効利用を推進し、病床利用率の向上を図る。 オ-3 ベットコントローラー会議を定例開催して、各診療科の病床有効利用のための新たな課題、対応策について協議する。 オ-4 病床の効率的な運用を図るため、同日入退院が可能となるシステムの構築について検討を行う。 カ 医薬品については、薬事委員会において同種同効品を整理するとともに、業者交渉を引き続き大学を挙げて行い、購入価格の低減を図る。医療材料についても、医療材料検討委員会において、医療材料の標準化を推進し、契約支援業務委託の活用により、引き続き購入価格の低減を図り、<u>これにより医薬材料費比率を35.9%以下に下げる。</u> 5 国際交流に関する目標を達成するための措置 (1)-1 国際交流協定締結の取扱方針に基づき、交流相手大学の選定調査を行い、年度内に2件以上の大学間包括交流協定を締結する。また、既締結校との交流を継続・発展させる。 (1)-2 教職員及び大学院生の海外派遣制度について、その条件整備などの検討を進める。 (2) 学内各担当との業務を分担・整理し、海外向け情報発信と留学希望者等からの問い合わせに対応する国際交流窓口を開設する。 (3) 国際交流に係る競争的資金を調査・整理し、情報提供を継続する。	5 国際交流に関する目標を達成するための措置 (1)-1 国際交流協定締結の取扱方針に基づき、交流相手大学の選定調査を行い、年度内に2件以上の大学間包括交流協定を締結する。また、既締結校との交流を継続・発展させる。 (1)-2 教職員及び大学院生の海外派遣制度について、その条件整備などの検討を進める。 (2) 学内各担当との業務を分担・整理し、海外向け情報発信と留学希望者等からの問い合わせに対応する国際交流窓口を開設する。 (3) 国際交流に係る競争的資金を調査・整理し、情報提供を継続する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
同実施を検討する。 (5) 国際的な共同研究、研究交流プロジェクトづくりや、国際シンポジウムの実施などを通じて、学術・人的交流を推進する。 (6) 京都府の実施する国際交流事業に協力するとともに、財団法人京都府国際センターとの連携を図る。 (7) 医科大学においては、国際学術交流センターを中心に、国内外の大学、大学院、研究機関等との連携及び学術交流を積極的に推進する。 (8) 府立大学においては、国際交流委員会を中心に、国際交流の推進施策等を企画実施する。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標を達成するための措置 (1) 業務改善を図るための措置 2 大学を運営する法人として、両大学の目的意識、問題意識を共有化し、外部委員等の意見も取り入れ、民間の活力も活かしながら大学運営の透明化、活性化を図る。 (2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ア 理事長のリーダーシップのもとで、両大学の教育研究の特性を考慮しつつ、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築する。 イ 理事長と学長がリーダーシップを発揮できるよう、それぞれの役割分担を明確にするとともに、定期的な調整会議の開催など意思疎通を緊密化する。 ウ 各理事が担当職務を円滑に行うために、それを支える事務組織を強化する。	査し、共同実施の可能性を検討する。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標を達成するための措置 (1) 業務改善を図るための措置 役員及び経営審議会委員に民間人を登用するとともに学長等の両大学の主要管理職が法人役員を兼ねることにより、理事会等での議論を的確に大学運営へ反映させる。 (2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ア 理事長裁量経費として法人総合戦略枠を創設するとともに、理事長直轄の財務・経営戦略部門と両大学の経理・企画部門が戦略的な配分手続きを実施する。 イ 理事長と学長の調整会議を定期的に行う。 ウ 学内委員会の目標達成度等の検証を進め、必要に応じた整理再編等を実施するとともに	(7) 国際学術交流センターを中心に、国外の大学との学術交流協定の締結を推進する。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標を達成するための措置 (1) 業務改善を図るための措置 外部有識者の意見を取り入れるため、有識者懇談会を開催する。	(5) 教員を中心とする研究者交流や大学院生の交流事業の成果を英語版大学Webサイトへ順次掲載するなど、国際交流の推進を積極的に海外へ情報発信する。 (6) 京都府が検討している国際交流ビジョン策定に参画するとともに、京都府国際センターとの共催事業の実施など、連携を図る。 (8) 国際交流委員会と広報委員会とが連携し、英語版Webサイトの内容充実に努める。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標を達成するための措置 (1) 業務改善を図るための措置 外部有識者の意見を取り入れるため、有識者懇談会を開催する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
エ 学長と部局長等が協力・連携して大学運営にあたり、職務に応じた権限と責任の明確化を図り、必要なリーダーシップを発揮することにより、学長及び部局長等を中心とする執行体制を強化する。 オ 大学の基本的戦略を実現し、学長のリーダーシップを側面的にサポートするため、両大学に副学長を設置する。 カ 学内の委員会組織や事務組織のあり方を常に点検・検証し、必要に応じて組織の柔軟な設置・改廃を行う。 キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会の役割分担を明確にし、機能的な運営を行う。 ク 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を活用する。 ケ 運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページで公開する。 コ 大学運営の点検・検証を行うため、自己点検・評価の実施と内部監査体制を整備する。 2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置 (1) 学術の進展や府民のニーズを踏まえた教育研究の重点化に取り組み、教員配置を弾力的に行うなど、柔軟に教育研究組織の改編を行う。 (2) 重点的研究テーマの推進体制等については全学的な視点から戦略的に対応するとともに、地域連携、産学連携など共同研究や受託研究を機動的に実施できる体制を整備する。 3 人事管理に関する目標を達成するための	に、事務組織の在り方については常に点検し、柔軟な対応を進める。 エ 京都府公立大学法人組織規則を制定し学長及び部局長等の職務を明確化したことから、引き続きその運営の適正化を期す。 オ 教育・研究・地域貢献を柱に学長がリーダーシップを効果的に発揮できるよう、学長と副学長の具体的な役割分担を検討する。 カ 学内委員会の目標達成度等の検証を進め、必要に応じた整理再編等を実施するとともに、事務組織の在り方については常に点検し、柔軟な対応を進める。 キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会は適切な役割分担の下、相互に補完、連携することにより機能的な運営を行う。 ク 役員、経営審議会、教育研究評議会に引き続き外部委員を登用し、運営の透明性の確保と社会ニーズの把握・反映に努める。 ケ 理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページに掲載する。 コ 理事長直轄の自己点検・内部監査組織による調査活動を定期的の実施する。 3 人事管理に関する目標を達成するための	3 人事管理に関する目標を達成するための	2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置 (2) 大学の特色の更なる深化と研究水準の一層の高度化を図るため、研究費の配分枠として新たに「重点戦略研究費」を設け、学内公募により研究の充実を図る。(再掲) 3 人事管理に関する目標を達成するための

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
措置 (1) 評価制度・システム等 ア 教員の多様な実績が公正に評価されるよう、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献などの諸活動を要素とする業績評価システムを構築する。 イ 教員以外の職員については成績評価制度を導入し、業務の質の向上につなげる。 (2) 効率的配置 新たな分野や重要課題への対応のため、教育研究や社会状況の進展・変化に合わせて絶えず組織の見直しを行うとともに、弾力的かつ適正な人員配置を行う。 (3) 雇用・勤務形態等 ア 多様で優秀な人材を確保するとともに効果的な人員配置を行うため、雇用形態・勤務形態・給与形態など柔軟性に富んだ人事制度を構築するとともに、任期制の検討や公募制を活用して、教育研究を活性化する。 イ 教職員が持てる力を十分に発揮し、地域社会に貢献できるよう、兼業・兼職制度を整備するとともに、制度を適切に運用する。 ウ 特任教員、客員教員制度等を活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保する等、教員及び研究員の人的交流の拡大や学術研究の進展及び教育の充実を図る。 (4) 教職員の育成 ア FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）等を効果的に実施し、教職員の教育力と専門的能力を向上させる。 ※SD：大学職員の資質向上、能力開発の取組のこと	措置 (1) 評価制度・システム等 ア 教員の評価制度については、教育・研究・地域貢献等の諸活動について公正な評価が行えるよう導入に向けた具体的な仕組みの構築を行う。 イ 教員以外の職員の評価制度については、京都府の取り組みを参考にしつつ、勤務意欲の向上と各所属の状況に応じた運用が図れる制度の構築を検討する。 (2) 効率的配置 学術研究の動向や社会の要請、他大学の特徴ある新しい取り組みなどについて常に情報収集を図り、ニーズに沿った組織見直しと人員配置について常に検討していく。 (3) 雇用・勤務形態等 ア 業務内容や役割分担の整理検討を進め、公募制を活用した常勤教職員の確保、有期雇用教職員等を柔軟に組合せた人員配置を検討するとともに、任期制の導入についてさらに検討を進める。 イ 研究成果の活用面を中心に、法人としての兼業兼職制度の適正な運用を進める。 ウ 学外の優れた学識経験等を有する人材を教育研究の様々な場面に活用するため、特任教員等の有期雇用制度を最大限に活用する。 (4) 教職員の育成 ア 教員と職員がより密接に連携協力して大学の教育力の向上に努められるように一体的な専門的能力向上策を検討する。	措置 (4) 教職員の育成 ア-1 学内外のFDへの取り組みについての情報を全学的に共有し、FD活動の組織化を図る。 ア-2 教務部委員会FD部会及び教養教育センターが中心となり、教養教育の実施体制やFDの取組など全学的な教育システム等に関	措置

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
イ 病院業務について、医療事務に精通した専門職員等を育成する。 ウ 大学運営に関する専門知識と能力を持った職員を育成する。 エ 事務職員等の人材育成と専門性向上のため、派遣職員から固有職員への転換や他大学等との人事交流の可能性について検討するとともに、事務職員等が専門職能集団として大学運営に参画・貢献していくために、研修制度を充実する。 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員の人事、職員研修等業務及び出納業務など、両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を図る。 (2) 法人本部及び両大学間における各種システムの共通化・共有化を図ることにより、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を進める。 (3) 大学管理業務及び病院業務において、固有職員や臨時職員、外部委託の導入等、業務内容に応じた適切な手法を導入することにより、事務機能を強化する。 (4) 業務内容の見直しを定期的に行い、業務の効率化を図るとともに、新たな課題に果敢に取り組み、状況に応じて適切に対応できる柔軟性と機動性の高い事務組織を構築する。 第4 財務内容の改善に関する事項 中長期的な視点に立ち、法人化の利点を最大限に生かす大学経営を行い、財務内容	ウ 学部事務等大学固有業務に精通し、企画立案にも参画できる職員を確保・育成するための指針を検討する。 エ 中堅医療技術者の府との人事交流を行うとともに、事務職員等の専門性の向上のため、固有業務に関する研修機会の拡大を検討する。合わせて、派遣職員から固有職員への転換について、京都府との協議を進める。 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置 (1) 両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を実施。引き続き効率化の検証を進める。 (2) 人事給与、財務部門の共通システム化を実施。システムの運用を通じて省力化・迅速化・簡素化・効率化の検証を常に続ける。 (3) 大学管理業務及び病院業務について、引き続き有期雇用職員、外部委託等業務内容の見直しに沿った活用を検討し、事務処理機能の維持・向上を図る。 (4) 大学管理業務等について、常に迅速化・効率化等の視点で見直しを行い、柔軟性・機動性の高い事務組織の構築を図る。 第4 財務内容の改善に関する事項 既存の収入源の確保を図るとともに、新たな財源確保について他大学等の状況等も十	イ-1 診療報酬の点検等医療事務に精通した専門職員の採用を実施。引き続き医療事務に精通した専門職員の確保・育成を図る。 イ-2 昨年度採用した専門職員が中心となり、診療報酬制度の学習会をはじめ、職員の専門能力の向上に努める。 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置 (4) 附属農場における生産物販売にかかる効率的かつ適正なシステムを確立する。 第4 財務内容の改善に関する事項	する新任教員研修を新たに実施する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
の改善を進め、経営基盤の安定を図る。 両大学及び附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果を可視化するとともに、経営改善の成果を分かりやすく府民に公表する。 1 収入に関する目標を達成するための措置 (1) 学生納付金・病院使用料等 授業料等の学生納付金、病院使用料・手数料については、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、利便性向上の観点から、学生納付金の口座振替など、多様な納入方法を導入する。 (2) 外部研究資金等の積極的導入 ア 外部研究資金及び競争的研究資金の獲得に向けた支援体制を整備しつつ、中期目標期間中に獲得件数を10%以上増加させる。 イ 講演会及び研修会等の実施に当たっては、それぞれの開催目的や対象者等を勘案し、受講料及び参加料等の適切な負担を求める。 ウ 施設の有効活用の観点から、教育研究活動に支障を来さない範囲で、一定の利用者負担を前提とした学外への施設開放を進める。 エ 大学が保有する機器、情報、技術等を外部に提供する場合の使用料の徴収など、新たな収入の確保に取り組む。 2 経費に関する目標を達成するための措置 (1) 限られた財源を効果的に活用するため、大学経営において選択と集中を行うことにより重点的かつ戦略的な資金の配分を行う。	分調査しながら検討を進める。 法人（大学）HP等による財務内容の公表を行う。 1 収入に関する目標を達成するための措置 (1) 学生納付金・病院使用料等 使用料・手数料について、適正な受益者負担の観点から、妥当性を検証する。 (2) 外部研究資金等の積極的導入 ア 外部資金に関する情報収集を積極的にを行い、各教員に対する周知を徹底することにより外部資金獲得を推進する。 イ 既存の収入源の確保に努めるとともに、他大学の状況も参考に新たな収入源の導入について検討する。 エ 大学が保有する機器、情報、技術等の実態把握を進め他大学等の徴収例などの調査を行う。 2 経費に関する目標を達成するための措置 (1) 効率的・効果的な大学運営ができるよう他大学等の状況等を十分調査しながら、より重点的かつ戦略的な資金配分方法を引き続き検討する。	1 収入に関する目標を達成するための措置 (1) 学生納付金・病院使用料等 ア 病院使用料について、特別な場合には、ゆうちょ銀行を通じての収納方法を拡大し、収納を促進する。 イ 病院使用料について、自動精算システム及びクレジットカードでの決済方法を導入し、利便性の向上と収納の促進を図る。 ウ 初診時加算料について、料金の引き上げを行うとともに、文書料等他の料金について見直しの検討を開始する。 (2) 外部研究資金等の積極的導入 ウ 大学施設（グラウンド等）について、学内利用との調整を図りつつ、府民利用の拡大を図る。	1 収入に関する目標を達成するための措置 (1) 学生納付金・病院使用料等 イ 授業料の納付方法については、金融機関の口座から引き落としができるようにするとともに、入学料・入学考査料についても、多様な納入方法を検討する。

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
(2)業務の集約化、複数年契約の導入、一般競争入札の原則実施、一括購入方式の推進等により、維持管理経費の削減を図る。 (3)情報のネットワーク化、文書の電子化及びペーパーレス化の推進等により、事務経費を節減する。 (4)使用エネルギーの実態を把握・分析するとともに、全学的に省エネルギーに対する意識啓発を進め、その抑制を図る。 3 資産運用に関する目標を達成するための措置 (1)大学内の施設、設備等のより効率的な利用を図るため、学部・研究科及びキャンパスを越えた共同利用の一層の活用を図る。 (2)全学的な視点による施設、設備・機器等の共同利用や維持管理を行い、資産の有効活用を図る。特に、高額な研究・医療機器等については、その利用実態を点検し、学外との共同利用も検討する。 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1)中期計画・年度計画に係る目標項目を点検・評価項目として位置づけるとともに、アンケートの実施等により、学生等のニーズを的確に把握することにより、自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。 (2)認証評価機関の指定する評価基準による自己点検・評価を実施するとともに、認証評価	(2)-1 給与・財務事務のシステム化及び本部集約化に伴う効率的な執行方法を検討する。 (2)-2 契約実態の把握に努め、複数年契約や一般競争入札の導入等については、維持管理経費の縮減に繋がるものかどうか十分検討を行い、効果的なものから順次実施していく。 (3)情報ネットワークシステム、文書事務支援システムを積極的に活用し、引き続き文書の電子化・ペーパーレス化を図る。 (4) 京都府地球温暖化対策条例に基づき、法人として使用エネルギーの実態を把握するとともに、省エネルギーに関する意識啓発に努める。 3 資産運用に関する目標を達成するための措置 (1)大学内の施設を効率的に管理・利用できるあり方について引き続き検討する。 (2)大学が保有する施設・設備・機器等の利用実態の把握に努める。 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1)すべての講義担当教員に対して学生による授業評価アンケートを実施する。 (2)平成22年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けることとし、その準備を進め、	3 資産運用に関する目標を達成するための措置 (1)全学共同実験施設としての放射性同位元素共同実験室の活用を促進するとともに、放射性同位元素の厳格な管理を行う。 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1)-1 年度計画に係る各項目について、自己点検評価を実施する。 (1)-2 学生の生活実態を把握するため、学生生活実態調査を実施する。(再掲) (2) 大学評価・学位授与機構の示す大学評価基準等に基づき自己評価を実施し、認証評価を

中期計画	平成 21 年 度 ・ 年 度 計 画		
	共 通	医科大学	府立大学
を平成 22 年度までに受ける。 (3) 医科大学附属病院は、平成 22 年度に（財）日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審する。 (4) 評価の結果及び改善策・改善結果等をホームページ等で学内外に積極的に公表する。 (5) 評価結果をもとに改善のための課題を明確化するとともに、計画的に改善する。 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1) 教育・研究・医療・地域貢献等の活動状況、財務・組織・管理運営に関する情報を、分かりやすく府民等に発信し、法人及び大学運営の透明性を高める。 (2) 情報の収集や発信を一元的に行うなど広報体制を強化し、記者発表の積極的な実施、ホームページの充実、魅力ある広報誌の作成等により、積極的に情報を提供する。 (3) 大学における適正な個人情報の保護を図るとともに、財務状況や事業内容を分かりやすく開示する。 (4) 同窓会や後援会との連携・協力を深め、卒業生・保護者への情報提供を強化する。 (5) 教育の具体的内容や卒業生の進路状況に関する情報等、教育関連情報を積極的に公開する。 第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1) 法人のホームページ上で、財務・組織・管理運営に関する情報を公表する。 (2) ホームページにより積極的な情報発信に努めるとともに、学部・研究科からホームページに掲載される記事件数の拡充を図る。 第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	改善を要する事項については対応を検討する。 (3) 平成 22 年度の（財）日本医療機能評価機構の病院機能評価の継続認定取得に向け、業務改善委員会等を活用した取組推進組織の設置、各部署ごとの取組計画の策定、個別課題の改善、自己評価調査の実施等の準備を進める。 第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	受ける。 (4) 全学、部局等で自己点検・評価を実施し、その結果をホームページ等で公表する。 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (2)-1 ホームページに行事の報告等ニュース関連の記事を増やし、ホームページの充実を図る。 (2)-2 新聞等のマスメディアに積極的に情報提供することとし、大学記者クラブへの情報提供を年間 36 件以上とする。 第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
(1)既存の施設・設備の整備・利用状況を調査点検し、全学的な視点から、共同利用や産学公連携による利用等の有効活用を図るとともに、バリアフリーの視点から、誰もが使いやすい施設を目指す。 (2)府立大学においては、耐震診断に基づく耐震補強工事を含め、老朽化・狭隘化している施設・設備の整備や3大学連携施設の整備が進められるよう、施設の利用や整備に係る中長期的な考え方をとりまとめ、京都府の理解を得ながら計画的に取り組む。 (3)医科大学においては、附属病院外来診療棟等の完成後、病棟再編等施設のあり方を検討する。 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (1)大学において発生する様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、両大学における危機管理体制及び対処方法を定める。 (2)施設・設備等の安全点検・整備、防火・防災訓練の実施や大規模災害に備えた各種マニュアルの再点検・整備等を通じて、学生及び教職員の安全意識の向上を図る。 (3)情報セキュリティ・ポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図るとともに、情報システ	(1)定期的に施設・設備の点検等を実施するとともに、下鴨地域に総合的な教育研究交流機能を有する施設等の整備が進められるよう医科大学花園学舎の移転を含めキャンパスのあり方について検討する。 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (1)両大学において、危機管理マニュアル（仮称）を作成し、職員に周知を図る。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (2)防火講習会、消防訓練を実施し、安全意識の向上を図る。	((2)-1 キャンパス地の特性や、植物園や資料館との連携等も視野に入れたキャンパスのあり方の議論に応じ、老朽化・狭隘化施設の整備も含め、府立大学下鴨・精華両キャンパスの全体的な施設整備の方向性について取りまとめるとともに、新総合資料館整備に合わせ、総合資料館との共同整備計画を取りまとめる。(再掲) 2)-2 精華キャンパスとの情報交換、会議が円滑に運営できるようテレビ会議システム等の改善を検討するとともに、3大学連携による教養教育の共同化等に不可欠となる大学間認証システム、遠隔講義システム、インターネットゼミシステムなどの仕様について検討し、戦略的大学連携支援事業を活用して導入を図る。 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (2)消火器使用訓練等を実施し、安全意識の向上を図る。 (3)-1 適切な情報管理を行うため、情報セキュリティ・ポリシーの周知を図るとともに、情報システムに係る各種手順の検討と見直し

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
ム利用に関する講習会・研修会を実施するなど、教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図る。 (4) 労働安全衛生法、消防法等の関連法令を踏まえた、全学的な安全管理を進める。 (5) 化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行う。 (6) 日頃から地域や関係機関との連携、調整を密接に行い、防災計画等を策定する。 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 ア 環境問題に対する教職員及び学生の意識を高め、環境に配慮した機器及び物品等の使用・購入、省エネルギー対策やごみ減量対策	(4) 安全衛生については、安全衛生委員会での検討を踏まえ、職場点検や適切な措置を実施する。 (5) 引き続き化学物質等を適切に管理し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理を行う。 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 ア 京都府地球温暖化対策条例に基づき、法人として温暖化ガス排出削減の推進状況等を把握し、計画的に削減するとともに、教職員	(3)-2 全学情報システム運営委員会と学部・研究科情報委員会の連携に努め、情報セキュリティ管理の適正化を図る。 (3)-3 教職員や学生の情報システム適正利用のサポートなど外部委託を充実し、事故発生のリスクを軽減する。 (3)-4 以下により、教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図る。 ア 情報セキュリティ・ポリシーの浸透を図るため、情報セキュリティ講習会を年2回以上開催する。 イ システムの適切な利用方法の周知を図るため、新任教職員や大学院生等を対象とした講習会を年度当初に開催する。 ウ ソフトウェアの適切な利用を図るため、ライセンス管理・契約手法について課題を検討する。 (6) 医大防災計画を必要に応じ、見直す。 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 ア-1 医療検査機器等の設備や空調機器等のエネルギー使用を総点検し、効率的な運用に取り組む。	を行う。 (3)-2 全学情報システム運営委員会と学部・研究科情報委員会の連携に努め、情報セキュリティ管理の適正化を図る。 (3)-3 教職員や学生の情報システム適正利用のサポートなど外部委託を充実し、事故発生のリスクを軽減する。 (3)-4 以下により、教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図る。 ア 情報セキュリティ・ポリシーの浸透を図るため、情報セキュリティ講習会を年2回以上開催する。 イ システムの適切な利用方法の周知を図るため、新任教職員や大学院生等を対象とした講習会を年度当初に開催する。 ウ ソフトウェアの適切な利用を図るため、ライセンス管理・契約手法について課題を検討する。 (4) 実験室での安全確保のため、必要な設備機器を備える。 (5) 特に注意を要する下水道規制物質に関わる実験を事前許可制にするとともに、実験廃液処理マニュアルを作成し、教員・学生に周知徹底する。 (6) 防災計画を策定する。 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

中期計画	平成21年度・年度計画		
	共 通	医科大学	府立大学
の取組等を積極的に進めるとともに、廃棄物を適正に処理する。 イ 環境問題への取組の成果をとりまとめた報告書を策定し、公表する。 (2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置 ア 役員及び教職員が法令や社会規範を遵守した活動を行い、大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うため、ガイドラインの策定や啓発のための研修会の実施など、法令や倫理を遵守する仕組みを構築する。 イ 男女共同参画社会の推進を図るために、教職員が働きやすいように勤務環境の条件を改善・整備する。 ウ 基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員及び学生の意識を高めるため、定期的に人権に関する研修や啓発活動等を実施する。 エ セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等を防止するため、相談員による相談など体制の整備を進める。 オ 京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等に関する文書及びデータベースなどの適正な管理に必要な措置を講じる。	及び学生の意識の醸成を図るため、京都府の体制に準じた体制を新たに構築する。 (2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置 ア 就業規則、教職員倫理規程、コンプライアンス規程等を厳正に運用するとともに、全教職員が大学の使命や社会的責任を果たせるよう、多様な研修機会の創設を検討する。 イ 男女共同参画社会の推進のため、育児や介護等に関する休暇制度等を実施するとともに、利用しやすい職場環境づくりについて、各所属長がリーダーシップを発揮していく。 ウ 引き続き人権に関する研修や啓発活動を実施し、教職員や学生の意識高揚を積極的に進める。 エ ハラスメント相談員への研修事業を実施するとともに、相談体制の整備については学内関係機関が連携しながら検討する。 オ 京都府個人情報保護条例に基づき、引き続き個人情報の管理に万全を期す。	ア-2 更新時期を迎えた施設・設備については省エネルギー型への更新や機能の改善を図り、エネルギー消費量の削減に努める。 ア-3 外来診療棟2期工事へのコージェネレーションシステムの屋上緑化を検討する。	

※ 年度計画には中期計画のうち当該年度に実施する事業等の計画を記載。当該年度に記載がない中期計画の項目についても中期計画の期間中に達成する。

第7 その他の記載事項

1 予 算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金(京都府償還負担金含む)	10,196
自己収入	21,406
授業料及び入学金検定料収入	2,039
附属病院収入	19,194
財産処分収入	10
雑収入	163
受託研究等収入及び寄附金収入	1,266
長期借入金収入	632
計	33,500
支 出	
業務費	28,793
教育研究経費	4,899
診療経費	18,514
一般管理費	5,380
財務費用	58
施設整備費等	870
受託研究等研究経費及び寄附金事業費等	1,266
京都府償還負担金	2,513
計	33,500

2 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	30,106
経常費用	30,106
業務費	29,143
教育研究経費	328
診療経費	7,720
受託研究費等	383
役員人件費	6
教員人件費	6,458
職員人件費	11,077
一般管理経費	3,171
財務費用	58
減価償却費	905
収益の部	31,215
経常収益	31,215
運営費交付金収益	7,481
授業料収益	1,715
入学金収益	231
検定料収益	53
附属病院収益	19,194
受託研究等収益	383
寄附金収益	821
雑益	173
資産見返勘定戻入	183
資産見返物品受贈額戻入	981
純利益	1,109
総利益	1,109

3 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	35,877
業務活動による支出	29,548
投資活動による支出	2,024
財務活動による支出	58
京都府償還負担金	2,513
翌年度(次期中期目標期間)への繰越金	1,734
資金収入	35,877
業務活動による収入	33,511
運営費交付金による収入(京都府償還負担金含む)	10,196
授業料及び入学金検定料による収入	2,039
附属病院収入	19,194
受託収入	383
寄附金収入	883
その他の収入	816
財務活動による収入	632
前年度(前中期目標期間)よりの繰越金	1,734

4 短期借入金の限度額等

(1) 短期借入金の限度額

ア 限度額
25億円

イ 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

(2) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

(3) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

(4) 京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項

ア 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
外来診療棟等施設設備	総額 398	運営費交付金及び 長期借入金

イ 人事に関する計画

第3の3「人事管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

ウ 積立金の使途

なし

5 収容定員

平成 2 1 年度	医科大学	医学部医学科	6 0 8 人
		医学部看護学科	3 3 0 人
		医学研究科	3 0 0 人
		保健看護研究科	1 2 人
	府立大学	文学部	4 0 5 人
		公共政策学部	2 0 0 人
		生命環境学部	4 1 4 人
		文学研究科	5 7 人
		公共政策学研究科	3 2 人
		生命環境科学研究科	1 7 0 人
		福祉社会学部	1 5 0 人
		人間環境学部	1 8 6 人
		農学部	2 3 2 人
		福祉社会学研究科	2 人
		人間環境科学研究科	6 人
		農学研究科	1 0 人

※府立大学では平成 2 0 年度に学部・学科が再編されたため、平成 2 2 年度までは新旧の学部・学科が併存することとなる。